

調査結果報告書

令和 2 年 9 月 8 日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会
経 済 産 業 省

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 1 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 2 -
1-4-1 課税申請	- 2 -
1-4-2 調査開始の決定	- 3 -
1-5 調査開始後の経緯	- 4 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 4 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 5 -
1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等	- 8 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 9 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 12 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 14 -
1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認	- 15 -
1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等	- 17 -
1-5-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 18 -
1-5-3-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 18 -
1-5-3-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等	- 20 -
1-5-4 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 22 -
1-5-4-1 証拠の提出及び証言	- 22 -
1-5-4-2 対質の申出	- 22 -
1-5-4-3 意見の表明	- 22 -
1-5-4-4 情報の提供	- 23 -
1-5-5 現地調査	- 23 -
1-5-5-1 本邦生産者に対する現地調査の実施	- 23 -
1-5-5-2 代替国供給者に対する現地調査の実施	- 23 -
1-5-5-3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続	- 24 -
1-6 秘密の情報	- 24 -
1-7 証拠等の閲覧	- 25 -

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	25 -
1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	27 -
2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項.....	28 -
2-1 総論	28 -
2-1-1 調査対象貨物.....	28 -
2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物.....	28 -
2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方.....	28 -
2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方.....	29 -
2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方.....	29 -
2-1-6 輸出価格の算出の基本的考え方.....	30 -
2-1-7 端数処理の基本的考え方.....	30 -
2-2 市場経済の条件が浸透している事実	30 -
2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の 基本的考え方.....	30 -
2-2-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討.....	31 -
2-2-3 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論.....	31 -
2-3 代替国候補の選定及び正常価格	31 -
2-3-1 代替国候補の選定.....	31 -
2-3-2 代替国の正常価格.....	32 -
2-4 本邦向け輸出価格及び不当廉売差額率	32 -
2-4-1 本邦向け輸出価格.....	32 -
2-4-2 通貨の換算	32 -
2-4-3 不当廉売差額率.....	33 -
2-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	33 -
3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	34 -
3-1 同種の貨物の検討	34 -
3-1-1 物理的及び化学的特性.....	34 -
3-1-2 製造工程	34 -
3-1-3 流通経路	35 -
3-1-4 価格の決定方法.....	35 -
3-1-5 用途	35 -
3-1-6 代替性	35 -
3-1-7 貿易統計上の分類.....	36 -
3-1-8 同種の貨物の検討についての結論.....	36 -
3-2 本邦の産業	36 -
3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価 格に及ぼす影響.....	37 -
3-3-1 当該輸入貨物の輸入量.....	37 -
3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影 響.....	39 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同 種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論.....	40 -

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 41 -
3-4-1 マクロ指標	- 41 -
3-4-1-1 生産高（生産量）	- 41 -
3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）	- 42 -
3-4-1-3 在庫	- 42 -
3-4-1-4 販売及び市場占拠率	- 43 -
3-4-2 ミクロ指標	- 43 -
3-4-2-1 利潤	- 43 -
3-4-2-2 投資及び投資収益	- 44 -
3-4-2-3 資金流出入（キャッシュフロー）	- 45 -
3-4-2-4 資本調達能力	- 46 -
3-4-2-5 雇用	- 46 -
3-4-2-6 賃金	- 46 -
3-4-2-7 生産性	- 47 -
3-4-2-8 成長	- 48 -
3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因	- 48 -
3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ	- 49 -
3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 50 -
3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 についての結論	- 51 -
4 因果関係	- 52 -
4-1 当該輸入貨物の輸入による影響	- 52 -
4-2 当該輸入貨物以外による影響	- 52 -
4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格	- 52 -
4-2-1-1 第三国からの輸入量	- 52 -
4-2-1-2 第三国からの輸入の価格	- 53 -
4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討	- 54 -
4-2-1-4 第三国からの輸入の量及び価格についての結論	- 55 -
4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化	- 55 -
4-2-2-1 需要の変化	- 55 -
4-2-2-2 消費態様の変化	- 56 -
4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論	- 57 -
4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本 邦の生産者との間の競争	- 57 -
4-2-4 技術の進歩	- 57 -
4-2-5 本邦の産業の輸出実績	- 57 -
4-2-6 本邦生産者の供給能力に関する意見等	- 58 -
4-3 因果関係に関する結論	- 59 -
5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解	- 60 -
5-1 調査の経緯に関する事項	- 60 -
5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示	- 60 -
5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等	- 60 -
5-1-3 秘密の情報	- 61 -

5-1-4 証拠等の閲覧.....	61 -
5-1-5 暫定措置	61 -
5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討.....	61 -
5-2-1 代替国の正常価格等に関する反論等の検討.....	61 -
5-2-1-1 代替国の正常価格等に関する反論等.....	61 -
5-2-1-2 代替国の正常価格等に関する反論等に対する再反論等.....	63 -
5-2-1-3 代替国の正常価格等に関する反論等に係る検討.....	63 -
5-2-2 輸出価格等に関する反論等の検討.....	64 -
5-2-2-1 輸出価格等に関する反論等.....	64 -
5-2-2-2 輸出価格等に関する反論等に係る検討.....	64 -
5-3 「4 因果関係」に係る反論等の検討	64 -
5-3-1 本邦の産業の生産能力に関する反論等の検討.....	65 -
5-3-1-1 本邦の産業の生産能力に関する反論等.....	65 -
5-3-1-2 本邦の産業の生産能力に関する反論等に対する再反論等.....	65 -
5-3-1-3 本邦の産業の生産能力に関する反論等に係る検討.....	65 -
5-4 仮の決定を支持する意見	66 -
5-5 仮の決定に係る反論・再反論等についての結論	67 -
6 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	68 -
6-1 調査の経緯に関する事項	68 -
6-1-1 重要事実の通知.....	68 -
6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見.....	68 -
6-1-3 秘密の情報	68 -
6-1-4 証拠等の閲覧.....	69 -
6-2 「5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に係る反論等の検討.....	69 -
6-2-1 暫定措置に関する反論等の検討.....	69 -
6-2-1-1 暫定措置に関する反論.....	69 -
6-2-1-2 暫定措置に関する反論に対する再反論.....	69 -
6-2-1-3 暫定措置に関する反論等に係る検討.....	70 -
6-3 重要事実を支持する意見	70 -
6-4 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	71 -
7 結論	71 -

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

- (1) トリス（クロロプロピル）ホスフェート（以下「TCPP¹」という。）

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2919.90 号に分類される。

1-1-3 特徴

- (3) 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用される。

1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）²については、生産者の会社設立の時から平成 31 年 3 月 31 日まで。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう³。

1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

¹ Tris(chloropropyl)phosphate

² 政令第 2 条第 3 項

³ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

(6) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

1-3 調査の対象とした事項の概要

1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、
- (ア) 同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）
 - (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
- (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-4 調査開始の経緯

1-4-1 課税申請

- (9) 令和元年 8 月 5 日、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「中華人民共和国産のトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、大八化学工業株式会社（以下「大八化学工業」という。）から提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
大八化学工業	大阪府大阪市中心区平野町 1 丁目 8 番 13 号

- (10) 申請者は、下記「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者で、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の 25%以

上)⁴を満たしていた。

なお、調査当局は、令和元年 9 月 19 日、中国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知⁵した。

1-4-2 調査開始の決定

- (11) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと⁶から、調査を開始する必要があると認められたので、令和元年 9 月 26 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁷し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知⁸（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示⁹した（令和元年 9 月 26 日財務省告示第 115 号）（以下「調査開始告示」という。））。

- (12) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和 2 年 1 月 7 日

(イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(ウ) 対質の申出についての期限 令和 2 年 2 月 7 日

(エ) 意見の表明についての期限 令和 2 年 2 月 7 日

(オ) 情報の提供についての期限 令和 2 年 2 月 7 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」及び「利害関係者等に回答を求める質問状等及び回答の提出方法等の情報は、財務省及び経済産業省のホームページで確認することができる。」旨を告示した。

- (13) 令和元年 9 月 26 日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁰（申請書（開示版）の写しを添付）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、

⁴ 政令第 5 条第 1 項 1 号

⁵ 協定 5.5

⁶ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号

⁷ 法第 8 条第 5 項

⁸ 政令第 8 条第 1 項

⁹ 政令第 8 条第 1 項

¹⁰ 協定 6.1.3

調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和元年 10 月 23 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹¹した。

なお、本件調査の開始決定に際し、令和元年 9 月 24 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹²した。

1-5 調査開始後の経緯

1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況

- (14) 令和元年 9 月 26 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙、確認票及び質問状を財務省¹³及び経済産業省¹⁴のホームページに掲載し、当該ホームページにおいて、財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先まで連絡するよう求めるとともに、質問状等に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

- (15) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し、当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(17)(ア)の 17 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

- (16) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表 2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

¹¹ 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6.(3)

¹² 政令第 18 条

¹³ https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁴ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/TCPP/index.html

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表 2 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付等 の対象	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	19	1	5.3	0	0	0	0	0	0
（市場経済の条件が 浸透している事実に関 するもの）	19	0	0	0		0		0	0
輸入者	14	7	50	6		85.7		5	35.7
本邦生産者	2	2	100	1		50		1	50
産業上の使用者	15	12	80	11		91.7		8	53.3

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

- (17) 令和元年 9 月 26 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の生産者及び輸出者 17 者¹⁵⁾に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付¹⁶⁾するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

¹⁵⁾ 申請書(3.図表 2)

¹⁶⁾ 政令第 10 条第 2 項

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、令和元年 11 月 15 日、下記(イ)の供給者 2 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び供給者質問状を送付し、回答を求めた。

(ア) 令和元年 9 月 26 日に供給者質問状等を送付した供給者

- (a) 浙江万盛股份有限公司 (Zhejiang Wansheng Co.,Ltd) (以下「浙江万盛」という。)
- (b) 江苏雅克科技股份有限公司 (Jiangsu Yoke Technology Co., Ltd.) (以下「江苏雅克科技」という。)
- (c) 湖北兴发化工集团股份有限公司 (Hubei Xingfa Chemicals Group Co.,Ltd.) (以下「湖北兴发化工」という。)
- (d) 张家港丰通化工有限公司 (Zhangjiagang Fortune Chemical Co., Ltd.) (以下「张家港丰通化工」という。)
- (e) 江苏吉宝科技有限公司 (Jiangsu Jiabao technology Co., Ltd.) (以下「江苏吉宝科技」という。)
- (f) 宣城市聚源精细化工有限公司 (Xuancheng City Trooyawn Refined Chemical Industry Co., Ltd.) (以下「宣城市聚源精细化工」という。)
- (g) 扬州晨化新材料股份有限公司 (Yangzhou Chenhua New Material Co.,Ltd.) (以下「扬州晨化新材料」という。)
- (h) 泰州瑞世特新材料有限公司 (Taizhou Ruishite New Material Co.,Ltd.) (以下「泰州瑞世特新材料」という。)
- (i) 泰州新安阻燃材料有限公司 (Taizhou Xin'an Flame Retardant Materials Co., Ltd.) (以下「泰州新安阻燃材料」という。)
- (j) 南京红宝丽聚氨酯销售有限公司 (Nanjing HongBaoLi PU Sales Co., Ltd.) (以下「南京红宝丽聚氨酯销售」という。)
- (k) 富彤化学有限公司 (Futong Chem Co., Ltd.) (以下「富彤化学」という。)
- (l) 浙江新安进出口有限公司 (Zhejiang Wynca Import & Export Co., Ltd.) (以下「浙江新安进出口」という。)
- (m) 河南银科国际化工有限公司 (Henan International Chemical Co.,Ltd.) (以下「河南银科国际化工」という。)
- (n) 江阴澄星国际贸易有限公司 (Jiangyin Chengxing International Trading Co.,Ltd.) (以下「江阴澄星国际贸易」という。)
- (o) 上海协通(集团)有限公司 (Shanghai Xietong (Group) Co.,Ltd.) (以下「上海协通」という。)
- (p) 丸屋化学贸易(上海)有限公司 (Maruzen Chemicals Shanghai Co., Ltd.) (以下「丸屋化学贸易」という。)
- (q) 山东诺威达化学有限公司 (Shandong Novista Chemicals Co.,Ltd (Novista Group)) (以下「山东诺威达化学」という。)

(イ) 令和元年 11 月 15 日に供給者質問状等を送付した供給者

- (a) 江苏维科特瑞化工有限公司 (Jiangsu Victory Chemical Co.,Ltd) (以下「江苏维科特瑞化工」という。)
- (b) 江苏常余化工有限公司 (Jiangsu Changyu Chemical Co.,Ltd) (以下「江苏常余化工」という。)

- (18) 確認票に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(17)(ア)の供給者 17 者から、確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日までに、確認票回答の提出はなかったが、当該提出期限後に、1 者¹⁷から確認票回答の提出があった。また、同(イ)の供給者 2 者から、確認票回答の提出期限である令和元年 11 月 29 日までに、確認票回答の提出はなかった。
- 確認票回答の提出があった 1 者に関して、調査対象期間中に調査対象貨物の生産又は輸出の実績がない旨の回答の提出があったことから、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。
- (19) 供給者質問状に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(17)(ア)の供給者 17 者から、供給者質問状回答書の提出期限である令和元年 11 月 5 日までに、供給者質問状回答書の提出はなかった。また、同(イ)の供給者 2 者から、供給者質問状回答書の提出期限である令和元年 12 月 23 日までに、供給者質問状回答書の提出はなかった。
- (20) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B～G)	質問状回答日 (調査項目 B～G)
(ア) 令和元年 9 月 26 日に供給者質問状等を送付した供給者						
(a) 浙江万盛	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 江苏雅克科技	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 湖北兴发化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) 张家港丰通化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) 江苏吉宝科技	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 宣城市聚源精细化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 扬州晨化新材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 泰州瑞世特新材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 泰州新安阻燃材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 南京红宝丽聚氨酯销售	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 富彤化学	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 浙江新安进出口	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 河南银科国际化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 江阴澄星国际贸易	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 上海协通	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 丸屋化学贸易	9/26	10/15 (期限外)	生産 無 輸出 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(q) 山东诺威达化学	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

¹⁷ 丸屋化学贸易

(イ) 令和元年 11 月 15 日に供給者質問状等を送付した供給者						
(a) 江苏维科特瑞化工	11/15	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 江苏常余化工	11/15	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

- (21) 令和元年 9 月 26 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(17)(ア)の供給者 17 者¹⁸⁾に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い（中華人民共和国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付¹⁹⁾するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

また、供給者に対して、お願い紙（市場経済）において、市場経済確認票又は市場経済質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、当該供給者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断し、当該供給者の正常価格は、

(ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格、

(イ) 代替国から輸出される同種の貨物の販売価格、又は

(ウ) 代替国における同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格

のいずれかが使用されることがある旨²⁰⁾を明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、令和元年 11 月 15 日、上記(17)(イ)の 2 者に対して、お願い紙（市場経済）、市場経済確認票及び市場経済質問状を送付し、回答を求めた。

- (22) 市場経済確認票に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(17)(ア)の供給者 17 者から、市場経済確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日までに、市場経済確認票回答の提出はなかった。また、同(イ)の供給者 2 者から、市場経済確認票回答の提出期限である令和元年 11 月 29 日までに、市場経済確認票回答の提出はなかった。

- (23) 市場経済質問状に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(17)(ア)の供給者 17 者から、市場経済質問状回答書の提出期限である令和元年 11 月 5 日までに、市場経済質問状回答書の提出はなかった。また、同(イ)の供給者 2 者から、市場経済質問状回答書の提出期限である令和元年 12 月 23 日までに、市場経済質問状回答書の提出は

¹⁸⁾ 申請書（3.図表 2）

¹⁹⁾ 政令第 10 条第 2 項

²⁰⁾ 政令第 2 条第 3 項

なかった。

- (24) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・ 質問状等 の送付等 の日	確認票 回答日	生産・輸出 の実績 及び 協力可否	質問状 回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～E)	質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(ア) 令和元年 9 月 26 日に市場経済質問状等を送付した供給者						
(a) 浙江万盛	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 江苏雅克科技	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 湖北兴发化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) 张家港丰通化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) 江苏吉宝科技	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 宣城市聚源精细化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 扬州晨化新材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 泰州瑞世特新材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 泰州新安阻燃材料	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 南京红宝丽聚氨酯销售	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 富彤化学	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 浙江新安进出口	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 河南银科国际化工	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 江阴澄星国际贸易	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 上海协通	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 丸屋化学贸易	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 山东诺威达化学	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和元年 11 月 15 日に市場経済質問状等を送付した供給者						
(a) 江苏维科特瑞化工	11/15	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 江苏常余化工	11/15	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

- (25) 令和元年 9 月 26 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 1 者²¹⁾に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者質問状」という。)を送付²²⁾するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な

²¹⁾ 申請書 (8-1.)

²²⁾ 政令第 10 条第 2 項

決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、令和元年 10 月 17 日、下記(イ)の輸入者 1 者に対して、同月 23 日、下記(ウ)の輸入者 1 者に対して、及び同年 11 月 18 日、下記(エ)の輸入者 11 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び輸入者質問状を送付し、回答を求めた。

(ア) 令和元年 9 月 26 日に輸入者質問状等を送付した輸入者
三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）

(イ) 令和元年 10 月 17 日に輸入者質問状等を送付した輸入者
住化コベストロウレタン株式会社（以下「住化コベストロウレタン」という。）

(ウ) 令和元年 10 月 23 日に輸入者質問状等を送付した輸入者
日本大慶エネルギー株式会社（以下「日本大慶エネルギー」という。）

(エ) 令和元年 11 月 18 日に輸入者質問状等を送付した輸入者

- (a) 興和株式会社（以下「興和」という。）
- (b) リードケミカル株式会社（以下「リードケミカル」という。）
- (c) 木村産業株式会社（以下「木村産業」という。）
- (d) 繁和産業株式会社（以下「繁和産業」という。）
- (e) 共栄商事株式会社（以下「共栄商事」という。）
- (f) 巴工業株式会社（以下「巴工業」という。）
- (g) 中央化成品株式会社（以下「中央化成品」という。）
- (h) 三京化成株式会社（以下「三京化成」という。）
- (i) 株式会社キワ（以下「キワ」という。）
- (j) 蝶理株式会社（以下「蝶理」という。）
- (k) 長瀬産業株式会社（以下「長瀬産業」という。）

(26) 確認票に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日までに、上記(25)(ア)の輸入者 1 者から確認票回答の提出はなかった。

上記(25)(イ)及び(ウ)の調査開始後に調査当局が知り得た輸入者 2 者²³については、確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日に後れて確認票回答の提出があった。

また、上記(25)(エ)の調査開始後に調査当局が知り得た輸入者 11 者のうち、確認票回答の提出期限である令和元年 12 月 2 日までに 3 者²⁴から、同日に遅れて 2 者²⁵から、確認票回答の提出があった。

²³ 住化コベストロウレタンについては令和元年 9 月 26 日に調査対象貨物の産業上の使用者として確認票等を送付した。

²⁴ 興和、共栄商事、繁和産業

²⁵ リードケミカル、木村産業

これら確認票回答の提出があった 7 者のうち 6 者²⁶から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び当該 6 者のうち 5 者²⁷から本調査へ協力する旨の回答があった。

なお、確認票回答の提出があった 7 者のうち 1 者²⁸については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答²⁹があったことから、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

- (27) 輸入者質問状の調査項目 B から E までに係る回答書の提出期限の延長について、上記(25)(エ)の輸入者に係る延長要望の提出期限である令和元年 12 月 16 日までに、輸入者のうち 1 者³⁰から、調査項目 B 及び D について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは輸入者質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

- (28) 輸入者質問状に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(25)(ア)の輸入者 1 者から、輸入者質問状回答書の提出期限である令和元年 11 月 5 日までに、輸入者質問状回答書の提出はなかった。同(イ)の輸入者 1 者からは、輸入者質問状回答書の提出期限（令和元年 11 月 5 日）後に調査項目 A、B 及び E に係る回答書の提出があった。同(ウ)の輸入者 1 者からは、輸入者質問状回答書の提出期限（令和元年 11 月 5 日）後に調査項目 A から E までに係る回答書の提出があった。

また、同(25)(エ)の輸入者のうち、実際に輸入を行っている者であり、かつ、本調査に協力を表明した 3 者³¹について、1 者³²から輸入者質問状回答書の提出期限（令和元年 12 月 23 日）までに、他の 1 者³³から輸入者質問状回答書の提出期限（令和元年 12 月 23 日）後に、回答書の提出があった。上記(27)に記載の提出期限の延長の申出があった輸入者 1 者から、当該申出の対象外である調査項目 A、C 及び E について、輸入者質問状回答書の提出期限（令和元年 12 月 23 日）までに回答書の提出があった。

- (29) 上記(27)に記載の輸入者 1 者から、延長後の回答書提出期限に後れて調査項目 B 及び D に係る回答書の提出があった。

- (30) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

²⁶ 住化コベストロウレタン、日本大慶エネルギー、興和、リードケミカル、繁和産業、木村産業

²⁷ 日本大慶エネルギー、興和、リードケミカル、住化コベストロウレタン、木村産業

²⁸ 共栄商事

²⁹ 輸入者確認票（共栄商事）

³⁰ 木村産業

³¹ 興和、リードケミカル、木村産業

³² 興和

³³ リードケミカル

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・ 質問状等 の送付等の 日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	質問状回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～E)	質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(ア) 令和元年 9 月 26 日に輸入者質問状等を送付した輸入者						
三菱商事	9/26	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和元年 10 月 17 日に輸入者質問状等を送付した輸入者						
住化コベストロウレタン	10/17 (9/26 ³⁴)	10/28 (期限外)	輸入 有 協力する	12/25 (期限外)	—	12/25 ³⁵ (期限外)
(ウ) 令和元年 10 月 23 日に輸入者質問状等を送付した輸入者						
日本大慶エネルギー	10/23	11/6 (期限外)	輸入 有 協力する	11/11 (期限外)	—	11/11 (期限外)
(エ) 令和元年 11 月 18 日に輸入者質問状等を送付した輸入者						
(a) 興和	11/18	11/29	輸入 有 協力する	12/23	—	12/23
(b) リードケミカル	11/18	12/17 (期限外)	輸入 有 協力する	12/27 (期限外)	—	12/27 (期限外)
(c) 木村産業	11/18	12/24 (期限外)	輸入 有 協力する	12/23 ³⁶	12/16	1/7 ³⁷ (期限外)
(d) 繁和産業	11/18	12/2	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(e) 共栄商事	11/18	11/29	輸入 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(f) 巴工業	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 中央化成品	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 三京化成	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) キワ	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 蝶理	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 長瀬産業	11/18	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1－5－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等

- (31) 令和元年 9 月 26 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(ア)の 1 者³⁸に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付³⁹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

³⁴ 産業上の使用者として確認票を送付

³⁵ 調査項目 B 及び E のみを提出

³⁶ 調査項目 A、C 及び E を提出

³⁷ 調査項目 B 及び D を提出

³⁸ 申請書 (1.)

³⁹ 政令第 10 条第 2 項

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者について、令和元年 11 月 18 日、下記(イ)の本邦生産者 1 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び本邦生産者質問状を送付し、回答を求めた⁴⁰。

(ア) 令和元年 9 月 26 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者
大八化学工業

(イ) 令和元年 11 月 18 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者
東ソー株式会社（以下「東ソー」という。）

- (32) 確認票に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(31)(ア)の本邦生産者 1 者から、確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日までに、また、同(イ)の調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 1 者から、確認票回答の提出期限である令和元年 12 月 2 日までに、それぞれ確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった本邦生産者 2 者のうち 1 者⁴¹から、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

なお、他の本邦生産者 1 者⁴²からは調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がない旨の回答があったことから、本邦生産者として取り扱わないこととした。

- (33) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和元年 10 月 29 日までに、上記(31)(ア)の本邦生産者で本調査に協力を表明した本邦生産者 1 者から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (34) 本邦生産者質問状に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者質問状回答書の提出期限である令和元年 11 月 5 日までに、上記(31)(ア)の本邦生産者で本調査に協力を表明した本邦生産者 1 者から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

- (35) 回答書提出期限の延長後の提出期限である令和元年 11 月 19 日までに、上記(31)(ア)の本邦生産者で本調査に協力を表明した本邦生産者 1 者から調査項目 B から G までに係る回答書の提出があった。

- (36) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

⁴⁰ 同者が提出した確認票回答より、当該者が調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者である旨が判明したが、当該確認票において調査に協力しない旨を回答していたため、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の送付は行わなかった。

⁴¹ 大八化学工業

⁴² 東ソー

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 令和元年 9 月 26 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者						
大八化学工業	9/26	10/10	生産 有 協力する	11/1	10/29	11/19
(イ) 令和元年 11 月 18 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者						
東ソー	11/18	12/2	生産 無 協力しない	回答無し	—	回答無し

1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

(37) 令和元年 9 月 26 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 15 者⁴³⁾に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付⁴⁴⁾するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

(38) 確認票に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和元年 10 月 11 日までに、上記(37)の産業上の使用者 15 者のうち 1 者⁴⁵⁾から、また、当該提出期限後に、他の産業上の使用者 11 者⁴⁶⁾から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 12 者のうち 11 者⁴⁷⁾から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 8 者⁴⁸⁾から本調査へ協力する旨の回答があった。

(39) 産業上の使用者質問状に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、産業上の使用者質問状回答書の提出期限である令和元年 11 月 5 日までに、本調査に協力を表明した産業上の使用者 8 者のうち 4 者⁴⁹⁾から回答書の提出があった。また、当該提出期限後に他の 4 者⁵⁰⁾から回答書の提出があった。

⁴³⁾ 申請書（8-3.）

⁴⁴⁾ 政令第 13 条第 2 項

⁴⁵⁾ 帝人株式会社（以下「帝人」という。）

⁴⁶⁾ 株式会社日本アクア（以下「日本アクア」という。）、日本パフテム株式会社（以下「日本パフテム」という。）、日清紡ケミカル株式会社（以下「日清紡ケミカル」という。）、住化コベストロウレタン、ブリヂストンケミテック株式会社（以下「ブリヂストンケミテック」という。）、積水ソフランウイズ株式会社（以下「積水ソフランウイズ」という。）、三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）、アキレス株式会社（以下「アキレス」という。）、アイシーケイ株式会社（以下「アイシーケイ」という。）、AGC 株式会社（以下「AGC」という。）、昭和電工株式会社（以下「昭和電工」という。）

⁴⁷⁾ 日本アクア、日本パフテム、日清紡ケミカル、住化コベストロウレタン、ブリヂストンケミテック、積水ソフランウイズ、三井化学、アキレス、アイシーケイ、AGC、昭和電工

⁴⁸⁾ 日本アクア、日本パフテム、日清紡ケミカル、住化コベストロウレタン、積水ソフランウイズ、アキレス、AGC、昭和電工

⁴⁹⁾ 日本アクア、日清紡ケミカル、積水ソフランウイズ、アキレス

⁵⁰⁾ 日本パフテム、AGC、昭和電工、住化コベストロウレタン

- (40) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日
(ア) 令和元年 9 月 26 日に産業上の使用者質問状等を送付した産業上の使用者				
(a) 日本アクア	9/26	11/5 (期限外)	購入 有 協力する	11/5
(b) 日本パフテム	9/26	10/23 (期限外)	購入 有 協力する	11/11 (期限外)
(c) 日清紡ケミカル	9/26	10/24 (期限外)	購入 有 協力する	11/5
(d) 住化コベストロウレタン	9/26	10/28 (期限外)	購入 有 協力する	12/25 (期限外)
(e) ブリヂストンケミテック	9/26	10/31 (期限外)	購入 有 協力しない	回答無し
(f) 積水ソフランウイズ	9/26	10/24 (期限外)	購入 有 協力する	11/5
(g) 三井化学	9/26	10/23 (期限外)	購入 有 協力しない	回答無し
(h) アキレス	9/26	10/28 (期限外)	購入 有 協力する	11/5
(i) アイシーケイ	9/26	10/23 (期限外)	購入 有 協力しない	回答無し
(j) AGC	9/26	10/15 (期限外)	購入 有 協力する	11/11 (期限外)
(k) 昭和電工	9/26	10/29 (期限外)	購入 有 協力する	11/8 (期限外)
(l) 帝人	9/26	10/4	購入 無	回答無し
(m) BASF INOAC ポリウレタン株式会社	9/26	回答無し	—	回答無し
(n) 倉敷紡績株式会社	9/26	回答無し	—	回答無し
(o) 第一工業製薬株式会社	9/26	回答無し	—	回答無し

1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認

- (41) 輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及

び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(ア) 輸入者 1 者⁵¹に対して、令和元年 11 月 27 日に 1 回目の、令和元年 12 月 19 日に 2 回目の不備指摘をした。輸入者 1 者⁵²に対して、令和 2 年 1 月 17 日に不備指摘をした。輸入者 3 者⁵³に対して、令和 2 年 1 月 21 日に不備指摘をした。

(イ) 本邦生産者 1 者⁵⁴に対して、令和元年 12 月 4 日に 1 回目の、令和元年 12 月 19 日に 2 回目の不備指摘をした。

(ウ) 産業上の使用者 4 者⁵⁵に対して、令和元年 11 月 20 日に不備指摘をした。産業上の使用者 3 者⁵⁶に対して、令和元年 11 月 27 日に不備指摘をした。産業上の使用者 1 者⁵⁷に対して、令和 2 年 1 月 21 日に不備指摘をした。

(42) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(ア) 輸入者 1 者⁵⁸に対して令和元年 11 月 27 日に行った 1 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である令和元年 12 月 4 日までに、不備改め版回答書の提出がなかったが、当該提出期限後に提出があり、また、令和元年 12 月 19 日に行った 2 回目の不備指摘については、回答書の提出期限である令和元年 12 月 26 日までに不備改め版回答書の提出があった。令和 2 年 1 月 17 日に不備指摘をした輸入者 1 者⁵⁹については、回答書の提出期限である令和 2 年 1 月 24 日までに、令和 2 年 1 月 21 日に不備指摘をした輸入者 3 者のうち 2 者⁶⁰については、回答書の提出期限である令和 2 年 1 月 28 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

なお、令和 2 年 1 月 21 日に不備指摘をした輸入者 3 者のうち 1 者⁶¹については、不備改め版回答書の提出はなかった。

(イ) 本邦生産者 1 者に対する 1 回目の不備指摘及び 2 回目の不備指摘については、それぞれの回答書の提出期限である令和元年 12 月 11 日及び令和元年 12 月 26 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

(ウ) 令和元年 11 月 20 日に不備指摘をした産業上の使用者 4 者⁶²については、回答書の提出期限である令和元年 11 月 27 日までに、不備改め版回答書の提出があった。令和元年

⁵¹ 日本大慶エネルギー

⁵² 興和

⁵³ リードケミカル、木村産業、住化コベストロウレタン

⁵⁴ 大八化学工業

⁵⁵ 日本アクア、積水ソフランウイズ、アキレス、日清紡ケミカル

⁵⁶ 昭和電工、日本パフテム、AGC

⁵⁷ 住化コベストロウレタン

⁵⁸ 日本大慶エネルギー

⁵⁹ 興和

⁶⁰ リードケミカル、木村産業

⁶¹ 住化コベストロウレタン

⁶² 日本アクア、積水ソフランウイズ、アキレス、日清紡ケミカル

11月27日に不備指摘をした産業上の使用者3者⁶³については、回答書の提出期限である令和元年12月4日までに、不備改め版回答書の提出がなかったが、当該提出期限後に提出があった。

なお、令和2年1月21日に不備指摘をした産業上の使用者1者⁶⁴については、不備改め版回答書の提出がなかった。

- (43) 輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。また、期限を超過して提出された不備改め版回答書（添付資料を含む。）の回答については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠又は情報の提供としてこれを受理した。

表8 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書 （添付資料を含む。） 提出日
<輸入者>		
日本大慶エネルギー	11/27（1回目） 12/19（2回目）	12/5（1回目・期限外） 12/26（2回目）
興和	1/17	1/24
リードケミカル	1/21	1/28
木村産業	1/21	1/28
住化コベストロウレタン	1/21	回答無し
<本邦生産者>		
大八化学工業	12/4（1回目） 12/19（2回目）	12/11（1回目） 12/24（2回目）
<産業上の使用者>		
日本アクア	11/20	11/25
積水ソフランウイズ	11/20	11/26
アキレス	11/20	11/27
日清紡ケミカル	11/20	11/27
昭和電工	11/27	12/6（期限外）
日本パフテム	11/27	12/11（期限外）
AGC	11/27	1/24（期限外）
住化コベストロウレタン	1/21	回答無し

1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等

- (44) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国

⁶³ 昭和電工、日本パフテム、AGC

⁶⁴ 住化コベストロウレタン

価格」という。)を用いることができる⁶⁵とされている。

1-5-3-1 代替国に係る選定通知(1回目)

- (45) 令和元年9月26日、調査当局が知り得た全ての供給者(17者⁶⁶)、輸入者(1者⁶⁷)及び本邦生産者(1者⁶⁸)、並びに中国政府に対して、「「中華人民共和国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」(以下「代替国選定1回目通知」という。)を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表9 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表9 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
ポーランド共和国、ドイツ連邦共和国及び日本国	日本国政府が調査したところ、左記3か国においてTCPPの生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

- (46) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である令和元年10月11日までに、上記(45)の本邦生産者1者から、代替国候補のうち、ポーランド共和国及びドイツ連邦共和国について、両国所在の生産者の生産及び販売コスト構造に関する情報が入手困難であるとの理由から、代替国として不適切であるとする意見の提出があった。

1-5-3-2 代替国に係る選定通知(2回目)

- (47) 令和元年10月28日、同日時点で調査当局が知り得た全ての供給者(16者⁶⁹)、輸入者(3者⁷⁰)及び本邦生産者(1者⁷¹)、並びに中国政府に対して、また、新たに調査当局が知り得た利害関係者について、令和元年11月15日、供給者(2者⁷²)、令和元年11月18日、本邦

⁶⁵ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書(以下「中国WTO加盟議定書」という。)及び政令第2条第3項

⁶⁶ 1-5-1-1(17)(ア)に掲げる者

⁶⁷ 三菱商事

⁶⁸ 大八化学工業

⁶⁹ 浙江万盛、江苏雅克科技、湖北兴发化工、张家港丰通化工、江苏吉宝科技、宣城市聚源精细化工、扬州晨化新材料、泰州瑞世特新材料、泰州新安阻燃材料、南京红宝丽聚氨酯销售、富彤化学、浙江新安进出口、河南银科国际化工、江阴澄星国际贸易、上海协通、山东诺威达化学

⁷⁰ 三菱商事、住化コバストロウレタン及び日本大慶エネルギー

⁷¹ 大八化学工業

⁷² 江苏维科特瑞化工、江苏常余化工

生産者（1 者⁷³）及び輸入者（11 者⁷⁴）に対して、「中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、各代替国の候補における 1 人当たりの GNI⁷⁵が中国に近い順に基づき優先順位⁷⁶を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）4 者を記載した「表 10 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示した。

表 10 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	代替国供給者の名称
1	ポーランド共和国	PCC Rokita SA
2	ドイツ連邦共和国	LANXESS Deutschland GmbH
		ICL-IP Bitterfeld GmbH
3	日本国	大八化学工業

(48) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出はなかった。

(49) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 11 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 11 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
浙江万盛	9/26	—	10/28	—
江苏雅克科技	9/26	—	10/28	—
湖北兴发化工	9/26	—	10/28	—
张家港丰通化工	9/26	—	10/28	—
江苏吉宝科技	9/26	—	10/28	—
宣城市聚源精细化工	9/26	—	10/28	—
扬州晨化新材料	9/26	—	10/28	—

⁷³ 東ソー

⁷⁴ 興和、リードケミカル、木村産業、繁和産業、共栄商事、巴工業、中央化成品、三京化成、キワ、蝶理、長瀬産業

⁷⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1 人当たりの GNI（2018 年）」

⁷⁶ 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

泰州瑞世特新材料	9/26	—	10/28	—
泰州新安阻燃材料	9/26	—	10/28	—
南京红宝丽聚氨酯销售	9/26	—	10/28	—
富彤化学	9/26	—	10/28	—
浙江新安进出口	9/26	—	10/28	—
河南银科国际化工	9/26	—	10/28	—
江阴澄星国际贸易	9/26	—	10/28	—
上海协通	9/26	—	10/28	—
丸屋化学贸易	9/26	—	—	—
山东诺威达化学	9/26	—	10/28	—
江苏维科特瑞化工	—	—	11/15	—
江苏常余化工	—	—	11/15	—
三菱商事	9/26	—	10/28	—
住化コベストロウレタン	—	—	10/28	—
日本大慶エネルギー	—	—	10/28	—
大八化学工業	9/26	10/10	10/28	—
東ソー	—	—	11/18	—
興和	—	—	11/18	—
リードケミカル	—	—	11/18	—
木村産業	—	—	11/18	—
繁和産業	—	—	11/18	—
共栄商事	—	—	11/18	—
巴工業	—	—	11/18	—
中央化成品	—	—	11/18	—
三京化成	—	—	11/18	—
キワ	—	—	11/18	—
蝶理	—	—	11/18	—
長瀬産業	—	—	11/18	—

1-5-3-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

- (50) 令和元年10月28日、「表10 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者4者に対し、「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中にTCPPを生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

また、令和元年 10 月 28 日より後に調査当局が知り得た代替国供給者 1 者⁷⁷について、令和元年 11 月 18 日にお願い紙（代替国）、代替国確認票及び代替国質問状を送付し、協力を求めた。

- (51) 代替国確認票に関して、令和元年 10 月 28 日に回答を依頼した代替国供給者 4 者のうち 1 者⁷⁸から、代替国確認票の提出期限である令和元年 11 月 11 日までに、代替国確認票回答の提出があった。また、上記(50)の令和元年 11 月 18 日に回答を依頼した代替国供給者 1 者については、代替国確認票の提出期限である令和元年 12 月 2 日までに、代替国確認票回答の提出があった。

これら代替国確認票回答の提出があった 2 者のうち 1 者⁷⁹から TCP 輸出の実績はないが生産の実績はあり、本調査へ協力する旨の回答があった。他の 1 者⁸⁰からは、外国所在の関連会社による TCP 輸出の実績はあるが生産の実績はなく、本調査へは協力しない旨の回答があった。

- (52) 代替国質問状に関して、令和元年 10 月 28 日に回答を依頼した代替国供給者 4 者のうち 1 者⁸¹から、代替国質問状回答書の提出期限である令和元年 12 月 4 日までに、調査項目 A に係る回答書が提出された。

なお、当該代替国供給者 1 者から、調査項目 B 及び D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和元年 12 月 4 日までに申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (53) 代替国質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である令和元年 12 月 18 日までに、代替国供給者 1 者⁸²から調査項目 B 及び D に係る回答書の提出があった。

- (54) 代替国確認票及び代替国質問状に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 12 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 12 代替国質問状等の回答等の状況

優先 順位	国名	企業名	確認票 回答 提出日	確認票回答内容				質問状 回答 提出日 (調査項目 A)	質問状 回答 延長要望 (調査項目 B 及び D)	質問状 回答 提出日 (調査項目 B 及び D)
				輸 出 実 績	生 産 実 績	質 問 状 回 答	現 地 調 査 受 入			
1 位	ポーランド共和国	PCC Rokita SA	—	—	—	—	—	—	—	—

⁷⁷ 東ソー

⁷⁸ 大八化学工業

⁷⁹ 大八化学工業

⁸⁰ 東ソー

⁸¹ 大八化学工業

⁸² 大八化学工業

2 位	ドイツ 連 邦 共 和 国	LANXESS Deutschland GmbH	—	—	—	—	—	—	—	—
		ICL-IP Bitterfeld GmbH	—	—	—	—	—	—	—	—
3 位	日本	大八化学工業	11/8	無	有	する し 可	12/4	12/4	12/18	
		東ソー	12/2	有	無	しない	—	—	—	

1－5－4 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1－5－4－1 証拠の提出及び証言⁸³

- (55) 証拠の提出に関して、その期限である令和 2 年 1 月 7 日までに本邦生産者 1 者から「表 13 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。(上記「1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、期限を超過して回答を提出した者に対しては、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。)

表 13 証拠の提出

提出日	提出者
令和 2 年 1 月 7 日	大八化学工業

- (56) 証言の申出に関して、その期限である令和元年 12 月 17 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－4－2 対質の申出⁸⁴

- (57) 対質の申出に関して、その期限である令和 2 年 2 月 7 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－4－3 意見の表明⁸⁵

- (58) 意見の表明に関して、その期限である令和 2 年 2 月 7 日までに、本邦生産者 1 者⁸⁶から「表 14 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 14 意見の表明

提出日	提出者
令和 2 年 2 月 5 日	大八化学工業

⁸³ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

⁸⁴ 政令第 12 条第 1 項

⁸⁵ 政令第 12 条の 2 第 1 項

⁸⁶ 大八化学工業

1-5-4-4 情報の提供⁸⁷

- (59) 情報の提供に関して、その期限である令和2年2月7日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

1-5-5 現地調査

1-5-5-1 本邦生産者に対する現地調査の実施

- (60) 上記(34)及び(35)の本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者1者に対して、「**表 15-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況**」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。
- (61) これに対して、本邦生産者1者から、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (62) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付⁸⁸した。
- (63) 上記(62)の送付後、現地調査の日程等を変更すべき事由が生じたことから、「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施に関する変更について」を送付し、「**表 15-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況**」のとおり現地調査を実施した⁸⁹。

表 15-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査日程等の変更通知日	実施日
大八化学工業	令和2年2月7日	令和2年2月12日	令和2年2月21日	令和2年3月6日	令和2年3月13日

1-5-5-2 代替国供給者に対する現地調査の実施

- (64) 上記(52)及び(53)の代替国質問状回答書を提出した代替国供給者1者に対して、「**表 15-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況**」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」

⁸⁷ 政令第13条第1項

⁸⁸ ガイドライン9.(1)－②

⁸⁹ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査は、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目3番1号）からインターネット回線を通じて実施した。

を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

- (65) これに対して、代替国供給者 1 者から、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (66) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付⁹⁰した。
- (67) 上記(66)の送付後、現地調査の日程等を変更すべき事由が生じたことから、「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施に関する変更について」を送付し、「表 15-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した⁹¹。

表 15-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査日程等の変更通知日	実施日
大八化学工業	令和 2 年 2 月 7 日	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 21 日	令和 2 年 3 月 6 日	令和 2 年 3 月 16 日

1-5-5-3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

- (68) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者 1 者及び代替国供給者 1 者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。
- (69) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である本邦生産者 1 者及び代替国供給者 1 者から、それぞれに係る現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。
- 調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち適切なものについてはこれを認め、現地調査結果報告書を修正した。

1-6 秘密の情報

- (70) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領⁹²した。

⁹⁰ ガイドライン 9.(1) - ②を準用

⁹¹ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査は、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号）からインターネット回線を通じて実施した。

⁹² 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-7 証拠等の閲覧

- (71) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した⁹³。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (72) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

- (73) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

（ア） 輸入者 1 者⁹⁴に対して、令和元年 11 月 27 日に 1 回目の、令和元年 12 月 19 日に 2 回目の開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。また、輸入者 3 者⁹⁵に対して、令和 2 年 1 月 21 日に、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（イ） 本邦生産者 1 者⁹⁶に対して、令和元年 11 月 20 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（ウ） 産業上の使用者 3 者⁹⁷に対して、令和元年 11 月 20 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。なお、当該産業上の使用者 3 者のうち 1 者⁹⁸について、令和元年 12 月 6 日に 2 回目の開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

産業上の使用者 3 者⁹⁹に対して、令和元年 11 月 27 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

- (74) これに対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直しした秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

（ア） 輸入者 1 者¹⁰⁰に対して令和元年 11 月 27 日に行った 1 回目の指摘事項の通知について

⁹³ 政令第 11 条

⁹⁴ 日本大慶エネルギー

⁹⁵ リードケミカル、木村産業、住化コベストロウレタン

⁹⁶ 大八化学工業

⁹⁷ 日本アクア、積水ソフランウイズ、日清紡ケミカル

⁹⁸ 日清紡ケミカル

⁹⁹ 昭和電工、日本パフテム、AGC

¹⁰⁰ 日本大慶エネルギー

は、提出期限である令和元年 12 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出がなかったが、当該提出期限後に提出があり、また、令和元年 12 月 19 日に行った 2 回目の指摘事項の通知については、提出期限である令和元年 12 月 26 日までに開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。令和 2 年 1 月 21 日に指摘事項を通知した輸入者 3 者のうち 2 者¹⁰¹については、提出期限である令和 2 年 1 月 28 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

なお、令和 2 年 1 月 21 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した輸入者 3 者のうち 1 者¹⁰²については、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出がなかった。

(イ) 本邦生産者 1 者から、提出期限である令和元年 11 月 27 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(ウ) 令和元年 11 月 20 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した産業上の使用者 3 者¹⁰³から、提出期限である令和元年 11 月 27 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。なお、当該産業上の使用者 3 者のうち 1 者¹⁰⁴から、2 回目の指摘事項の通知に対し、提出期限である令和元年 12 月 13 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

令和元年 11 月 27 日に開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した産業上の使用者 3 者¹⁰⁵については、提出期限である同年 12 月 4 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出がなかったが、当該期限後に提出された。

(75) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 16 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 16 輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
<輸入者>		
日本大慶エネルギー	11/27 (1 回目) 12/19 (2 回目)	12/5 (1 回目・期限外) 12/26 (2 回目)
リードケミカル	1/21	1/28
木村産業	1/21	1/28
住化コベストロウレタン	1/21	回答無し

¹⁰¹ リードケミカル、木村産業

¹⁰² 住化コベストロウレタン

¹⁰³ 日本アクア、積水ソフランウイズ、日清紡ケミカル

¹⁰⁴ 日清紡ケミカル

¹⁰⁵ 昭和電工、日本パフテム、AGC

<本邦生産者>		
大八化学工業	11/20	11/25
<産業上の使用者>		
日本アクア	11/20	11/25
積水ソフランウイズ	11/20	11/26
日清紡ケミカル	11/20（1回目） 12/6（2回目）	11/27（1回目） 12/13（2回目）
昭和電工	11/27	12/6（期限外）
日本パフテム	11/27	12/11（期限外）
AGC	11/27	1/24（期限外）

- (76) 上記(68)及び(69)の現地調査結果報告書に関して、本邦生産者 1 者及び代替国供給者 1 者から、現地調査結果報告書に対する「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出はなかった。

1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (77) 調査当局が知り得た供給者 19 者、輸入者 14 者、及び本邦生産者 2 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、利害関係者等に回答を求める質問状等及び回答の提出方法等の情報は、財務省及び経済産業省のホームページで確認することができる旨を明示するとともに、当該質問状等を財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。当該ホームページにおいて、財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先まで連絡するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II 並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになることを明示した。

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

- (78) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された TCP P であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記載のとおりである。

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (79) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである TCP P、又はそのような TCP P が無い場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する TCP P とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (80) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁰⁶こととした。
- (81) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁰⁷こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁰⁸、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁰⁹こととした。
- (82) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹¹⁰こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・

¹⁰⁶ 協定第2条、法第8条第1項及び政令第2条

¹⁰⁷ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁰⁸ 協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.

¹⁰⁹ 協定 9.2

¹¹⁰ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第2条第4項

一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

- (83) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹¹¹こととした。
- (84) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹¹²とした。

2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方

- (85) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹¹³とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹¹⁴には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹¹⁵、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹¹⁶とする¹¹⁷こととした。
- (86) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹¹⁸こととした。

2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (87) 上記「2-1-4 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業に

¹¹¹ 協定 2.4.1

¹¹² 協定 5.8

¹¹³ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹¹⁴ 政令第 2 条第 2 項

¹¹⁵ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹¹⁶ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹¹⁷ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

¹¹⁸ 協定 2.2.1

において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として以下のいずれか¹¹⁹を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-6 輸出価格の算出の基本的考え方

- (88) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹²⁰こととした。
- (89) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合¹²¹しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹²²こととした。

2-1-7 端数処理の基本的考え方

- (90) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第 3 位を四捨五入することとした。

2-2 市場経済の条件が浸透している事実

2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (91) 上記(87)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの^{123,124,125}とした。
 - (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
 - (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
 - (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
 - (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

¹¹⁹ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

¹²⁰ 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

¹²¹ ガイドライン 7.(2)

¹²² 協定 2.3、協定 2.4 及び政令第 3 条

¹²³ 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

¹²⁴ 政令第 2 条第 3 項

¹²⁵ ガイドライン 7.(6)

2-2-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

- (92) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、中国のいずれの生産者及び輸出者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。

2-2-3 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

- (93) 上記(92)に記載のとおり、中国のいずれの生産者及び輸出者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

2-3 代替国候補の選定及び正常価格

2-3-1 代替国候補の選定

- (94) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等**」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び中国政府に対して、「代替国選定1回目通知」を送付したところ、本邦生産者1者¹²⁶から、代替国候補のうち、ポーランド共和国及びドイツ連邦共和国について、両国所在の生産者に関する情報が入手・使用できない場合に該当し、代替国として不適切であるとする意見が提出された。

調査当局は、上記意見について、今後の調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認されることとなるため、上記両国を代替国の候補から外することが適当であると判断することはできないとし、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び中国政府に対して、上記両国を含む各代替国候補における1人当たりのGNI¹²⁷が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定2回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかった。

- (95) 上記(94)を踏まえ、上記「**1-5-3-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し代替国質問状等を送付したところ、回答提出期限までに、1者から代替国質問状回答書が提出された。

- (96) 上記(95)を踏まえ、上記「**1-5-3-2 代替国に係る選定通知(2回目)**」の「**表10 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることにした。

¹²⁶ 大八化学工業

¹²⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1人当たりのGNI(2018年)」

2-3-2 代替国の正常価格

- (97) 代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費（直接販売経費（包装容器費及び物品運送費）を除く。以下同じ。）及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）¹²⁸を正常価格として採用することとした。
- (98) 代替国構成価格の算出に当たり、生産費（原料費、労務費及び経費）並びに管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国供給者の回答を用いた¹²⁹。
- (99) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】であったことから、【利潤の算出基準】から算出された利潤を用いた¹³⁰。
- (100) 上記(97)から(99)までにより代替国構成価格を算出したところ、正常価格は、1kg 当たり【価格】中国人民元となった。

2-4 本邦向け輸出価格及び不当廉売差額率

2-4-1 本邦向け輸出価格

- (101) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」のとおり、供給者から必要な情報の回答が得られなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととした。本調査において【企業名】から中国産の調査対象貨物の輸入価格が回答されており¹³¹、当該輸入価格を用いることとした。
- 回答された輸入価格は【取引条件】のため、【項目名】を控除し、工場渡しの段階の価格¹³²とし、これを輸出価格とした。なお、【項目名】については申請書に記載の数値を採用し、【項目名】については申請書及び輸入者質問状回答書¹³³に記載の数値を採用した。

2-4-2 通貨の換算

- (102) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、正常価格については、当該代替国供給者の【通貨単位】の正常価格を、三菱 UFJ 銀行公表の日次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した。
- 輸出価格については、輸出価格算出の基礎となった輸入取引の価格が【通貨単位】で契約されており、また、輸入価格から控除すべき項目については、申請書及び輸入者質問状回答書において【通貨単位】のものがあることから、調査当局が認定した販売日に基づき、それ

¹²⁸ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

¹²⁹ 代替国現地調査提出資料【資料番号】（【企業名】）

¹³⁰ 代替国質問状回答書（【企業名】）添付資料【資料番号】、代替国現地調査提出資料【資料番号】（【企業名】）

¹³¹ 輸入者質問状回答書（【企業名】）（【調査項目】）

¹³² 協定 2.4

¹³³ 輸入者質問状回答書（【企業名】）（【調査項目】）

ぞれ三菱 UFJ 銀行公表の日次レートを用いて中国人民元に換算した。

2-4-3 不当廉売差額率

- (103) 不当廉売差額は、上記「2-3-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、算出した結果、「表 17 不当廉売差額及び不当廉売差額率」のとおりとなった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ 40.73%となり、僅少ではなかった。

表 17 不当廉売差額及び不当廉売差額率

正常価格（中国人民元/kg）	【数値】
輸出価格（中国人民元/kg）	【数値】
不当廉売差額（中国人民元/kg）	【数値】
不当廉売差額率（%）	40.73

2-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (104) 以上のとおり、中国を原産地とする不当廉売された TCPP の本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(105) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(106) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う¹³⁴こととされている。

そこで、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

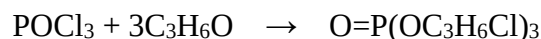
3-1-1 物理的及び化学的特性

(107) 当該輸入貨物である TCPP は、物理的特性として一般に無色から淡黄色透明の液体として販売されており¹³⁵、化学式は $\text{O=P(OC}_3\text{H}_6\text{Cl)}_3$ である¹³⁶。一方、本邦において生産された TCPP（以下「本邦産同種の貨物」という。）も、物理的特性として一般に無色から淡黄色透明の液体として販売されており¹³⁷、化学式は $\text{O=P(OC}_3\text{H}_6\text{Cl)}_3$ である¹³⁸ことを確認した。

(108) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3-1-2 製造工程

(109) TCPP の一般的な製造方法¹³⁹は、オキシ塩化リン (POCl_3) と酸化プロピレン ($\text{C}_3\text{H}_6\text{O}$) を反応させる方法である。反応式は次のとおりである。



TCPP は、オキシ塩化リンと酸化プロピレンを反応させることによってしか得られず、細かい工程や原料に若干の差異はあり得るにしても、作業の繁雑さやコスト面に鑑みると、用いられる製造工程は基本的には1通りしかないといえる¹⁴⁰。

¹³⁴ 協定 3.1

¹³⁵ 輸入者質問状回答書（様式 A-5-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3-2）

¹³⁶ 申請書（2-3）

¹³⁷ 本邦生産者質問状回答書（様式 A-6-2）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3-2）

¹³⁸ 本邦生産者質問状回答書（添付資料 A-6-3-②[1]）

¹³⁹ 本邦生産者質問状回答書（添付資料 A-7）

¹⁴⁰ 申請書（4-1.(4)及び別紙 7）

(110) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも同様の方法で生産されており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

(111) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、大部分は、当該輸入貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は、当該輸入貨物の供給者から本邦における産業上の使用者に直接販売されていた¹⁴¹。本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分は、本邦の生産者から本邦の商社を介して、本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されていた¹⁴²。

(112) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

(113) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認¹⁴³した。

(114) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

3-1-5 用途

(115) 当該輸入貨物は、硬質ウレタン系断熱材に添加される難燃剤として用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、硬質ウレタン系断熱材に添加される難燃剤として用いられていた¹⁴⁴。

(116) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

3-1-6 代替性

(117) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「**表 18 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性**」のとおり、質問状への回答内容が確認できる 12 者¹⁴⁵のうち「代替可能性あり」との回答が全体の 8 割強を占めた。当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の両方を取り扱っている産業上の使用者からは、「国内品・中国品を同じタンクで受け入れて使用して

¹⁴¹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 A-4）

¹⁴² 本邦生産者質問状回答書（様式 A-10）

¹⁴³ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 C-1）

¹⁴⁴ 申請書（2-3.(2)）、本邦生産者質問状回答書（添付資料 A-6-3-①）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 B-3）

¹⁴⁵ 大八化学工業、日本大慶エネルギー、興和、リードケミカル及び木村産業日本アクア、日本パフテム、日清紡ケミカル、住化コベストロウレタン、積水ソフランウイズ、アキレス及び昭和電工

いる」¹⁴⁶として、高い代替性を示す回答もあった。「代替不可能」又は「わからない」を選択した回答者は、いずれも当該輸入貨物のみを扱っており、このうちの 1 者は、代替が不可能な理由として、「品質及び価格を確認をしていない為」と回答している¹⁴⁷ことから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物を比較した上での回答ではないと考えられる。

(118) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

表 18 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり	83%
一定の条件を満たせば代替可能	0%
代替不可能	8%
わからない	8%

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 E-5-1）、輸入者質問状回答書（様式 E-5-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 D-5-1）

3-1-7 貿易統計上の分類

(119) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2919.90 号に分類される TCP P¹⁴⁸であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(120) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

3-2 本邦の産業

(121) 利害関係者から提出された書面等¹⁴⁹から、本邦において TCP P を生産しているのは、大八化学工業の 1 者であることを確認した。

(122) 大八化学工業について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係¹⁵⁰を確認したところ、

¹⁴⁶ 産業上の使用者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 D-5-2）

¹⁴⁷ 産業上の使用者質問状回答書（日本アクア）（様式 D-5-3）

¹⁴⁸ 財務省告示第 115 号（令和元年 9 月 26 日）

¹⁴⁹ 申請書（4-2 及び別紙 8）及び本邦生産者確認票

¹⁵⁰ 政令第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号

特段の関係はなかった¹⁵¹。また、本件課税申請の日の6月前の日以後当該申請の日の前日まで（平成31年2月5日から令和元年8月4日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、当該1者には輸入の事実はなかった¹⁵²。このため、当該1者は本邦の生産者に該当すると判断した¹⁵³。

(123) 以上のとおり、本邦の産業は、大八化学工業の1者とした¹⁵⁴。

また、「表19 本邦の産業の状況（平成30年4月～平成31年3月）」のとおり、当該1者の平成30年4月～平成31年3月における生産量は【数値】トンであり、当該1者が本邦で生産するTCPPが、本邦におけるTCPPの総生産高に占める割合は100%であった。

表19 本邦の産業の状況（平成30年4月～平成31年3月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する支 持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
大八化学工業	【数値】	—	無	申請者	協力する
合計	【数値】	—			

（出所）本邦生産者確認票（Ⅳ.、Ⅷ.3.及びⅩ.3.）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番10（調査項目B関係））

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(124) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表20 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成27年度は、前年度の7,029MTからわずかに増加し7,088MTとなったが、平成28年度には6,596MTと前年度より減少した。平成29年度は6,799MTと再び前年度より増加したが、平成30年度には6,424MTに減少し、調査対象期間全体で見ると減少傾向であった。

なお、質問状回答において、第三国産同種の貨物の輸入は確認できなかった。世界においてTCPPを生産しているメーカーは、日本国政府が知り得た限り、本邦と中国以外にはドイツ連邦共和国及びポーランド共和国に存在している¹⁵⁵ことから、上記「3-1-7 貿易統計上の分類」で述べたTCPPを含む貿易統計上の分類に該当する産品¹⁵⁶について、財務省貿易統計におけるドイツ連邦共和国及びポーランド共和国からの輸入を第三国産同種の貨物の輸入として使用した¹⁵⁷。

表20 当該輸入貨物の輸入量

¹⁵¹ 本邦生産者確認票（Ⅴ.1.及びⅧ.4.）

¹⁵² 本邦生産者確認票（Ⅷ.3.）

¹⁵³ 政令第4条第2項

¹⁵⁴ 協定4.1、政令第4条第1項及びガイドライン4.(1)

¹⁵⁵ 申請書（5-2-1）

¹⁵⁶ 当該分類には、TCPP以外の産品も含まれている。

¹⁵⁷ なお、調査対象期間中、TCPPを含む貿易統計上の分類に該当する産品について、財務省貿易統計上、ポーランド共和国からの輸入の存在は認められなかった。

年度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	7,029	7,088	6,596	6,799	6,424
	対総輸入量(%)	96.1%	96.6%	96.4%	95.5%	96.2%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	284	249	246	321	251
	対総輸入量(%)	3.9%	3.4%	3.6%	4.5%	3.8%
総輸入量(MT)		7,313	7,337	6,841	7,120	6,674

(出所) 財務省貿易統計及び本邦生産者質問状不備改め版回答書(添付資料 B-1)

(注) 総輸入量(MT) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) + 第三国からの輸入量(MT) (貿易統計輸入量(ドイツ連邦共和国及びポーランド共和国))

一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 21 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 26 年度と比べて、平成 27 年度には 52 ポイント増加、平成 28 年度には 107 ポイント増加、平成 29 年度には 141 ポイント増加、平成 30 年度には 206 ポイント増加となり、調査対象期間を通じて大幅に増加した。これは、下記(126)で述べるとおり取引先から当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮や値下げを要求された本邦の産業が、販売先を確保するために価格に関する要求に応じた¹⁵⁸結果、販売量を増加させたものである。

表 21 本邦産同種の貨物の販売量の変化

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【152】	【207】	【241】	【306】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(通番 10(調査項目 B 関係))

(注) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

(125) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「表 22 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、調査対象期間を通じて需要量がやや増加している中で、当該輸入貨物の市場占拠率は減少傾向にあり、平成 30 年度には平成 26 年度に比べて【10-25】ポイント減少したものの、調査対象期間を通じて支配的な水準を維持していた。これに対して、本邦産同種の貨物は、上記(124)で述べたとおり、販売量が大幅に増加したことを受けて市場占拠率も年々増加し、平成 30 年度には平成 26 年度に比べて【160-175】ポイント増加した。

¹⁵⁸ 本邦生産者質問状不備改め版回答書(調査項目 F-1-2)

表 22 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
当該輸入貨物の市場占拠率（％）	【100】	【85-100】	【85-100】	【75-90】	【75-90】
本邦産同種の貨物の市場占拠率（％）	【100】	【140-155】	【185-200】	【200-215】	【260-275】
第三国産同種の貨物の市場占拠率（％）	【100】	【75-90】	【75-90】	【90-105】	【75-90】
需要量（MT）	【100】	【105】	【104】	【111】	【111】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 B-1）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（％）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100

（注 4）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、市場占拠率については、【 】内において平成 26 年度の数値を 100 とする指数を含む一定の範囲を表示している。

3－3－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

（126）当該輸入貨物の本邦における販売価格¹⁵⁹と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格¹⁶⁰について、年度別加重平均価格を比較した。「表 23 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し¹⁶¹）」のとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、平成 26 年度と比べて、平成 27 年度は 11 ポイント、平成 28 年度は 19 ポイント、平成 29 年度は 20 ポイント下落した。平成 30 年度には前年度から 4 ポイント上昇したが、平成 26 年度比で 16 ポイントの減少となり、調査対象期間全体としては下落傾向であった。一方で、当該輸入貨物の販売価格は、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて 2 ポイント上昇したのち、平成 28 年度は平成 26 年度と比べて 8 ポイントの下落となった。平成 29 年度は前年度と比べてわずかに上昇し、平成 30 年度には平成 26 年度に比べて 8 ポイントの上昇となった。

平成 26 年度においては、上記「3－3－1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり本邦における当該輸入貨物の市場占拠率は支配的な水準にあった。実際に、調査対象期間において、本邦の産業が安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値下げを要求され、その要求に十分に応じなかった結果、失注するという事態も生じていた¹⁶²。そのような状況において、「表 23 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）」のとおり当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を大幅に下回っていたところ、本邦の産業は、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値下げを要求されたのに対し、この事態を深刻に受け止め、販売先を維持又は確保するため、対応を余儀なくされた¹⁶³結果、平

¹⁵⁹ 非関連企業間取引のみを対象とした。

¹⁶⁰ 非関連企業間取引のみを対象とした。

¹⁶¹ 「庭先渡し」とは、購入者の指定場所までの運賃等を販売者が負担する場合をいう。

¹⁶² 本邦生産者質問状回答書（添付資料 F-2-3[1]及び添付資料 F-2-3[2]）

¹⁶³ 申請書（別紙 23-1 から別紙 23-3 まで）及び本邦生産者質問状回答書（添付資料 F-1-3[1]から添付資料 F-1-3[9]まで）

成 26 年度から平成 29 年度にかけて、本邦産同種の貨物の販売価格は下落し、当該輸入貨物の販売価格との差は縮まった。また、本邦の産業は、平成 30 年度には、原材料価格等が上昇して製造原価も上昇したために価格改定を行って販売価格を引き上げたが、取引先から当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮を要求されたのに対し、上記と同様に販売先を確保するためにその要求に一定程度応じたため、原材料価格の高騰による製造原価の上昇を販売価格に十分に転嫁できなかった¹⁶⁴。

本邦の産業は、調査対象期間において国内販売量の【数値】%を商社向けに販売していた¹⁶⁵。「表 23 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）」の本邦産同種の貨物の販売価格は、商社から産業上の使用者に販売される際に上乗せされる商社口銭が含まれていないために実際よりも過小に算出されているものの、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っており、調査対象期間を通じてプライスアンダーカッティングが認められた。当該輸入貨物の影響により、「表 35 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおり、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、製造原価の変動幅を超えて本邦産同種の貨物の販売価格が著しく引き下げられ、平成 29 年度及び平成 30 年度には、製造原価が上昇したにもかかわらず、販売価格の上昇が著しく妨げられていたことが確認された。

なお、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物において、物理的・化学的特性が異なる製品の有無を確認したところ、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者質問状回答書から、回答内容が確認できる 12 者の全てが「無」と回答しており、異なる品種の存在はなく単一の製品であることが認められた¹⁶⁶。

表 23 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（庭先渡し）

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【89】	【81】	【80】	【84】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【102】	【92】	【93】	【108】
価格比（%）	【70-85】	【80-95】	【80-95】	【80-95】	【85-100】

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）及び輸入者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の

¹⁶⁴ 申請書（別紙 23-1 から別紙 23-3 まで及び別紙 27）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 F-1-2 及び調査項目 G-2-6-2）

¹⁶⁵ 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）

¹⁶⁶ 輸入者質問状回答書（調査項目 E-2）、本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-2）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-2）

価格に及ぼす影響についての結論

(127) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間を通じて減少傾向を示していた。

その一方で、取引先から当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮や値下げを要求された本邦の産業が、販売量を確保するべく、価格に関する要求に応じたことにより、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて大幅に増加していた。

また、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。本邦産同種の貨物の価格は、調査対象期間全体としては下落傾向にあったところ、当該輸入貨物の影響により、著しく価格が引き下げられ又は価格の上昇が著しく妨げられていたことが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(128) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に係る有する全ての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価^{167,168}した。

3-4-1 マクロ指標

3-4-1-1 生産高（生産量）

(129) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 24 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 27 年度は平成 26 年度比 55 ポイント増加、平成 28 年度は平成 26 年度比 90 ポイント増加、平成 29 年度は平成 26 年度比 145 ポイント増加、平成 30 年度は平成 26 年度比 202 ポイントの増加となり、調査対象期間を通じて大幅に増加した。

本邦の産業の生産量の増加は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じた¹⁶⁹結果、販売量が増加したためであり、概ね国内販売量の増加と同様の推移となっていた。

表 24 本邦の産業の生産量の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
生産量 (MT)	【100】	【155】	【190】	【245】	【302】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

（注）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

¹⁶⁷ 協定 3.4

¹⁶⁸ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

¹⁶⁹ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 F-1-2）

3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）

(130) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度（稼働率）は、「表 25 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、調査対象期間を通じて本邦の産業の生産能力が一定であったため、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」で述べた生産量の推移と同様に上昇した。

表 25 本邦の産業の稼働率の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
生産量 (MT)	【100】	【155】	【190】	【245】	【302】
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【155】	【190】	【245】	【302】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT/年) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-1-3 在庫

(131) 本邦の産業の期末在庫について、「表 26 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、在庫量は平成 27 年度に平成 26 年度比で 23 ポイント増加した後、平成 28 年度に平成 26 年度比で 32 ポイント低下したが、平成 29 年度以降大幅に増加した結果、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 29 ポイント増加した。一方で、在庫率は、平成 29 年度を除き、毎年度減少した結果、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 57 ポイントの減少となった。

在庫量及び在庫率の推移は、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」及び下記「3-4-1-4 販売及び市場占拠率」に記載のとおり、生産量及び国内販売量がともに大幅に増加したことから、在庫量が調査対象期間全体としては増加傾向であった一方で、在庫率は減少傾向を示したものであった。

表 26 本邦の産業の在庫の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
在庫量 (MT)	【100】	【123】	【68】	【110】	【129】
在庫率 (%)	【100】	【80】	【36】	【45】	【43】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦生産者の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) × 100

(注 2) 各欄の【 】は平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-1-4 販売及び市場占拠率

(132) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 27 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間を通じて大幅に増加しており、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 206 ポイント増加した。これは、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、取引先から当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮や値下げを要求された本邦の産業が、価格に関する要求に応じた結果、販売量を確保したものである¹⁷⁰。なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて減少傾向であったものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、0.6～3.6%¹⁷¹程度と小さく、国内販売量と自家消費量の合計に影響を与えるものではなかった。この結果、国内販売量と自家消費量の合計は国内販売量と概ね同様の推移となった。

(133) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 27 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、国内販売量の増加を反映して市場占拠率も年々増加し、平成 30 年度には平成 26 年度に比べて【160-175】ポイント増加した。

表 27 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
国内販売量 (MT)	【100】	【152】	【207】	【241】	【306】
自家消費量 (MT)	【100】	【87】	【57】	【63】	【58】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【140-155】	【185-200】	【200-215】	【260-275】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 B-1）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

(注 1) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、市場占拠率については、【 】内において平成 26 年度の数値を 100 とする指数を含む一定の範囲を表示している。

3-4-2 ミクロ指標

3-4-2-1 利潤

(134) 本邦の産業の売上高は、「表 28 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 26 年度と比べ

¹⁷⁰ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 F-1-2）

¹⁷¹ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

て平成 27 年度は 33 ポイント増加、平成 28 年度は 63 ポイント増加、平成 29 年度は 90 ポイント増加、平成 30 年度は 152 ポイント増加し、調査対象期間を通じて大きく増加した。これは、上記「**3-4-1-4 販売及び市場占拠率**」及び「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」に述べたとおり、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要求されたことに応じた¹⁷²ことから、販売単価は下落傾向であったものの、国内販売量は調査対象期間を通じて大幅に増加したことを反映していた。

売上総利益は、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて 50 ポイント減少、平成 28 年度は平成 26 年度と比べて 68 ポイント減少、平成 29 年度はやや改善したものの平成 26 年度と比べて 62 ポイント減少、平成 30 年度は平成 26 年度と比べて 96 ポイント減少した。本邦生産者は、平成 27 年度及び平成 28 年度には製造原価の下落幅以上に販売価格を引き下げることが余儀なくされ¹⁷³、平成 29 年度及び平成 30 年度には製造原価の上昇を販売価格に反映させることができなかった¹⁷⁴ことから、売上総利益及び売上高総利益率は低下傾向となり、平成 30 年度には売上総利益及び売上高総利益率共に平成 26 年度の水準を大きく割り込んだ。

営業利益及び売上高営業利益率についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、営業利益は平成 27 年度に平成 26 年度と比べて 950 ポイント減少し赤字に転落した。平成 28 年度以降赤字幅が拡大したため、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて営業利益は 2,639 ポイント、売上高営業利益率は 1,107 ポイント減少した。

表 28 本邦の産業の利潤の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
売上高（百万円）	【100】	【133】	【163】	【190】	【252】
売上総利益（百万円）	【100】	【50】	【32】	【38】	【4】
営業利益（百万円）	【100】	【-850】	【-1488】	【-1727】	【-2539】
売上高総利益率（％）	【100】	【38】	【19】	【20】	【2】
売上高営業利益率（％）	【100】	【-638】	【-912】	【-910】	【-1007】

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 G-2-2）

（注 1）売上高総利益率（％）＝売上総利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 2）売上高営業利益率（％）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 3）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-2 投資及び投資収益

（135）本邦の産業の投資は、「表 29 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 27 年度及び平成 28 年度に大きく減少した後、平成 29 年度は平成 26 年度と比べて 225 ポイント増加

¹⁷² 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 F-1-2）

¹⁷³ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 G-2-6-2）

¹⁷⁴ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 G-2-6-2）

した。また、平成 30 年度は平成 26 年度と比べて 47 ポイントの増加となった。また、設備投資の具体的な内容としては、既存設備の更新等、生産維持のために最低限必要な投資に限られていた¹⁷⁵。

表 29 本邦の産業の設備投資額の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
設備投資額（百万円）	【100】	【40】	【5】	【325】	【147】

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 G-4）

（注）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

- (136) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 30 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなった。上記「3-4-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益が大幅に減少したために、投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれも、調査対象期間を通じて大幅に悪化した。

表 30 本邦の産業の投資収益率の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
投資収益率（％）					
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【-984】	【-2235】	【-1458】	【-1984】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【-847】	【-1481】	【-1659】	【-2402】

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 G-2-2 及び様式 G-4）

（注）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-3 資金流出入（キャッシュフロー）

- (137) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業キャッシュフロー）は、「表 31 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 26 年度は黒字であったが、平成 27 年度以降は一貫して赤字となり、平成 30 年度はマイナス 2002 ポイントと大幅な赤字となった。

このように、キャッシュフローが調査対象期間全体を通じて大幅に減少したのは、上記「3-4-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益が悪化したことが主な要因であった¹⁷⁶。

表 31 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
キャッシュフロー （百万円）	【100】	【-648】	【-486】	【-2282】	【-2002】

¹⁷⁵ 本邦生産者質問状回答書（様式 G-4）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 G-2-2①[8]）

¹⁷⁶ 本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 G-3-4）

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(通番 54(調査項目 G 関係))

(注) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-4 資本調達能力

(138) 本邦の産業に関する資本調達能力については、営業キャッシュフローの状況からみて、資本調達能力はなかったことを確認した¹⁷⁷⁾。

3-4-2-5 雇用

(139) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 32 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて増加している。これは、本邦産同種の貨物以外の製品に係る生産業務も兼ねて従事している従業員について、各製品の生産量を基準とした配賦計算により平均雇用人数を算出しているところ、上記「3-4-1-1 生産高(生産量)」で述べたとおり調査対象期間全体を通じて本邦産同種の貨物の生産量が一貫して増加したことの影響を受け、本邦産同種の貨物に対する配賦割合が相対的に高くなったものであり¹⁷⁸⁾、実態として雇用の改善は見られなかった¹⁷⁹⁾。

表 32 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
平均雇用人数 (人)	【100】	【210】	【218】	【240】	【277】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(通番 10(調査項目 B 関係))

(注) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-6 賃金

(140) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表 33 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、平成 28 年度は前年度から若干増加しているが、平成 27 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度は、いずれも平成 26 年度と同水準であり、調査対象期間を通じて大きな変化はなかった。

表 33 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【100】	【102】	【100】	【100】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(通番 10(調査項目 B 関係))

(注 1) 一人当たりの月平均賃金(千円) = 賃金の合計(千円/月) / 平均雇用人数(人)

¹⁷⁷⁾ 本邦生産者現地調査結果報告書(大八化学工業)

¹⁷⁸⁾ 本邦生産者質問状回答書(調査項目 B-4-1)

¹⁷⁹⁾ 本邦生産者現地調査提出資料(通番 55(調査項目 B 関係))

(注 2) 平均雇用人数は、「表 32 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-7 生産性

(141) 本邦の産業の生産性は、「表 34 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。

雇用者一人当たりの生産高（生産量）を示す物的生産性については、調査対象期間全体を通じて、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」で述べたとおり生産量が一貫して増加するとともに、上記「3-4-2-5 雇用」で述べたとおり平均雇用人数も一貫して増加したため、調査対象期間全体としては安定的に推移した。

平成 27 年度は、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」で述べたとおり生産量は増加したものの、上記「3-4-2-5 雇用」で述べたとおり平均雇用人数がそれ以上の割合で大幅に増加したことを受けて、物的生産性は低下した。しかしながら、平成 28 年度以降は、上記「3-4-2-5 雇用」で述べたとおり平均雇用人数が一貫して増加したものの、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」で述べたとおり生産量がそれ以上の割合で大幅に増加したことを反映して、物的生産性は向上した。しかしながら、本邦産同種の貨物以外の製品に係る生産業務も兼ねて従事している従業員について、各製品の生産量を基準とした配賦計算により平均雇用人数を算出し、当該平均雇用人数により生産高（生産量）を除して物的生産性を算出しており、平均雇用人数は本邦産同種の貨物以外の製品に係る生産量の増減にも影響を受けるところ、生産技術の向上等の事情もうかがわれず¹⁸⁰、実質的な物的生産性の向上は見られていない。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-4-2-5 雇用」で述べたとおり平均雇用人数が大幅に増加したことの影響により、平成 27 年度は大きく低下した。平成 28 年度以降は、上記「3-4-2-1 利潤」で述べたとおり本邦産同種の貨物の売上高が増加したことを反映して、価値生産性は年々改善したが、最終的に平成 30 年度における価値生産性は、平成 26 年度と比較して 9 ポイントの減少であった。

(142) 物的生産性については、平成 30 年度は平成 26 年度と比較して 9 ポイント改善しているのに対して、価値生産性については、平成 30 年度は平成 26 年度と比較して 9 ポイント減少している。このような相違が生じている要因は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」、「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-4-1-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり、同期間において、本邦産同種の貨物に関し、販売量が増加した一方で、販売単価が低下したためであった。

表 34 本邦の産業の生産性の推移

¹⁸⁰ 本邦生産者質問状回答書（様式 B-3-1）

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
物的生産性 (MT／人)	【100】	【74】	【87】	【102】	【109】
価値生産性 (千円／人)	【100】	【63】	【75】	【79】	【91】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料 (通番 10 (調査項目 B 関係))

(注 1) 物的生産性 (MT／人) = 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) / 平均雇用人数 (人)

(注 2) 価値生産性 (千円／人) = (本邦産同種の貨物の国内販売額 (千円) + 本邦産同種の貨物の自家消費額 (千円)) / 平均雇用人数 (人)

(注 3) 平均雇用人数は、「表 32 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 4) 各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-8 成長

(143) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中、【研究開発費の状況に関する記述】¹⁸¹⁾。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-5-2-2 投資及び投資収益」で分析したとおり、既存設備の更新等、生産維持のために最低限必要な投資に限られており¹⁸²⁾、総じて低調であった。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因

(144) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(145) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格¹⁸³⁾は、「表 35 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価の【数値】割前後を占める原材料費は、平成 27 年度及び平成 28 年度には減少したが、平成 29 年度から増加に転じ、平成 30 年度は平成 26 年度に比べて 3 ポイントの減少となった。この原材料費の増減は、主として、原材料の一つである酸化プロピレンの購入価格の変動によるものであった¹⁸⁴⁾。一方、労務費については、平成 27 年度に前年度から増加したものの、平成 28 年度以降は一貫して減少し、平成 30 年度は平成 26 年度と比較すると 7 ポイントの減少であった。経費については、【経費の内容】の増加により、平成 30 年度は平成 26 年度と比較すると 28 ポイントの増加となった。

以上の結果、製造原価は、平成 26 年度から平成 27 年度は横ばいであったところ、平成 28 年度及び平成 29 年度には平成 26 年度と比較して 7 ポイントから 8 ポイント低下したが、平

¹⁸¹⁾ 本邦生産者質問状回答書 (様式 G-5)

¹⁸²⁾ 本邦生産者質問状回答書 (様式 G-4) 及び本邦生産者質問状不備改め版回答書 (添付資料 G-2-2①[8])

¹⁸³⁾ 本節「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び次節「4 因果関係」において、「国内販売価格」とは、本邦における TCPP (当該輸入貨物、本邦産同種の貨物、又は第三国産同種の貨物であるかを問わない。)の販売価格をいう。

¹⁸⁴⁾ 本邦生産者質問状不備改め版回答書 (調査項目 G-2-6-2)

成 30 年度には一転して上昇し、平成 26 年度の製造原価をわずかに上回った。

本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 26 年度比で平成 27 年度は 11 ポイント、平成 28 年度は 19 ポイント、平成 29 年度は 20 ポイント、平成 30 年度は 16 ポイント下落した。

- (146) 「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、当該輸入貨物が支配的な市場占拠率を有する状況において、安価な当該輸入貨物の価格を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請された本邦の産業は、販売先の維持又は確保のために対応を余儀なくされており、平成 27 年度は、製造原価の変動が僅少であるにもかかわらず、国内販売価格は下落した。それ以降も、同様の状況の下、平成 28 年度は製造原価の低下幅よりも国内販売価格の低下幅の方が大きく、平成 29 年度は製造原価が上昇したにもかかわらず国内販売価格が引き下げられており、平成 30 年度は製造原価の上昇幅を下回る国内販売価格の引上げにとどまっていたことが確認された。

表 35 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【100】	【92】	【93】	【101】
原材料費 (円/kg)	【100】	【89】	【84】	【89】	【97】
労務費 (円/kg)	【100】	【137】	【119】	【98】	【93】
経費 (円/kg)	【100】	【138】	【117】	【109】	【128】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【89】	【81】	【80】	【84】

(出所) 本邦生産者質問状回答書(様式 C-1 及び様式 G-2-2) 及び本邦生産者質問状不備改め版回答書(様式 G-2-4)

(注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) = 原材料費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) = 労務費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) / 国内向け生産量 (kg)

(注 4) 各欄の【 】は平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ

- (147) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「**表 36-1 不当廉売差額率と国内販売価格差率(平成 30(2018)年度)**」に示した不当廉売差額率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売差額率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表 36-1 不当廉売差額率と国内販売価格差率(平成 30(2018)年度)

対象期間	平成30（2018）年度
不当廉売差額率（％）	40.73
国内販売価格差率（％）	【0-15】

（注）国内販売価格差率の算出方法は表 36-2 のとおり

表 36-2 国内販売価格差率（平成 30（2018）年度）

対象期間	平成30（2018）年度
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）	【数値】
当該輸入貨物の本邦における販売価格（円／kg）	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格－当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg）	【数値】
国内販売価格差率（％）	【0-15】

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）、輸入者質問状回答書（様式 C-1）及び輸入者質問状不備改め版回答書（様式 C-1）

（注）国内販売価格差率(%)＝（本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格(円／kg)－調査対象貨物の本邦における販売価格(円／kg)）／調査対象貨物の本邦における販売価格(円／kg)

3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(148) 調査対象期間を通して需要量が増加傾向にある中、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率は、調査対象期間を通じて大幅に増加した。これは、失注を恐れた本邦の産業が、販売先の維持又は確保のため、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じたことによるものであった。このため、本邦の産業の売上高は大きく増加したが、製造原価の増減に見合った価格設定を行うことができなかったことから売上総利益及び営業利益は著しく減少した。

(149) 本邦産同種の貨物の国内販売量が大幅に増加したことにより、本邦の産業の生産量及び稼働率は概ね国内販売量と同様の推移となった。本邦産同種の貨物の在庫量は増加傾向であったものの、生産量が増加したことにより在庫率は減少した。本邦の産業の物的生産性及び雇用は、生産量の増加の影響により上昇したが、実質的な改善は見られなかった。また、価値生産性は販売単価の低下を反映して低下した。賃金は調査対象期間を通じて大きな変化はなく、改善は見られなかった。さらに、キャッシュフローの悪化及び投資収益の低調さは利潤の低下を反映しており、これらからも当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は生産維持のために必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長及び資本調達能力における改善は見られなかった。

(150) 当該輸入貨物の不当廉売差額率は国内販売価格差率を上回っており、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであることが認められた。

(151) 以上を総合的に評価した結果、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

３－５ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(152) 本邦における TCPF の需要が調査対象期間を通じて増加した中、本邦における当該輸入貨物の販売量は減少傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は大幅に増加した。他方で、本邦における市場占拠率は、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が支配的な水準を維持していた。

(153) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物は上記「**３－１－６ 代替性**」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、産業上の使用者が価格を重要視している¹⁸⁵中、上記「**３－３－２ 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されていた。当該輸入貨物の影響により、安価な当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められ、対応を余儀なくされていた事実が認められた¹⁸⁶。

(154) かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引下げ及び販売価格の引上げの抑制を行い続けた結果、製造原価の増減に見合った価格設定ができず、利潤の大幅な低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。

(155) したがって、当該輸入貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

¹⁸⁵ 産業上の使用者質問状回答書（様式 D-6-1）

¹⁸⁶ 申請書（別紙 23-1 から別紙 23-3 まで）、本邦生産者質問状回答書（添付資料 F-1-3[1]から[9]まで）及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（調査項目 F-1-2）

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

- (156) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

- (157) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩及び本邦の産業の輸出実績、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析¹⁸⁷した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

4-2-1-1 第三国からの輸入量

- (158) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「**表 20 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」のとおりであった。

第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 26 年度に 284MT だったものが、平成 27 年度に 249MT、平成 28 年度に 246MT と順次減少した一方、平成 29 年度には 321MT まで増加したが、平成 30 年度には 251MT と再び減少し、調査対象期間全体としては減少した。第三国産同種の貨物が総輸入量に占める割合も、若干の増減はあるものの調査対象期間全体を通して少ない割合にとどまり、平成 29 年度には一定の増加が見られたものの、平成 26 年度には 3.9%であったものが平成 30 年度には 3.8%となり、調査対象期間を通じて僅かに減少した。これは、第三国産同種の貨物だけでなく当該輸入貨物の輸入量も調査対象期間を通じて減少し、総輸入量も減少したものの、第三国産同種の貨物の輸入量の方が、当該輸入貨物の輸入量よりも大きな割合で減少したためである。

¹⁸⁷ 協定 3.5

表 20 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

年度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	7,029	7,088	6,596	6,799	6,424
	対総輸入量(%)	96.1%	96.6%	96.4%	95.5%	96.2%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	284	249	246	321	251
	対総輸入量(%)	3.9%	3.4%	3.6%	4.5%	3.8%
総輸入量(MT)		7,313	7,337	6,841	7,120	6,674

（出所）財務省貿易統計及び本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 B-1）

（注 1）総輸入量（MT）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）＋第三国からの輸入量（MT）（貿易統計輸入量（ドイツ連邦共和国及びポーランド共和国））

（159）第三国産同種の貨物の市場占拠率は、「表 22 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要の推移（再掲）」のとおり、調査対象期間全体を通して低いものにとどまり、平成 29 年度に一定の上昇が見られるものの、平成 26 年度には【数値】%だったものが平成 30 年度には【数値】%となり、調査対象期間全体としては低下した。

表 22 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
当該輸入貨物の市場占拠率 (%)	【100】	【85-100】	【85-100】	【75-90】	【75-90】
本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%)	【100】	【140-155】	【185-200】	【200-215】	【260-275】
第三国産同種の貨物の市場占拠率 (%)	【100】	【75-90】	【75-90】	【90-105】	【75-90】
需要量 (MT)	【100】	【105】	【104】	【111】	【111】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 B-1）及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

（注 1）当該輸入貨物の占拠率 (%)＝当該輸入貨物の輸入量 (MT)／需要量 (MT)×100

（注 2）本邦産同種の貨物の占拠率 (%)＝(本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT)＋自家消費量 (MT))／需要量 (MT)×100

（注 3）第三国産同種の貨物の占拠率 (%)＝第三国からの輸入量（貿易統計輸入量（ドイツ連邦共和国及びポーランド共和国））(MT)／需要量 (MT)×100

（注 4）需要量 (MT)＝本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT)＋自家消費量 (MT)＋総輸入量 (MT)

（注 5）総輸入量 (MT)＝当該輸入貨物の輸入量 (MT)＋第三国からの輸入量 (MT)（貿易統計輸入量（ドイツ連邦共和国及びポーランド共和国））

（注 6）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、市場占拠率については、【 】内において平成 26 年度の数値を 100 とする指数を含む一定の範囲を表示している。

4-2-1-2 第三国からの輸入の価格

(160) 第三国産同種の貨物の輸入価格¹⁸⁸⁾は、「表 37 本邦産同種の貨物の国内販売価格（工場渡し¹⁸⁹⁾）と第三国産同種の貨物の輸入価格」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて一貫して下落し、特に平成 29 年度には大きく下落したが、平成 30 年度には反転して大きく上昇し、平成 30 年度は平成 26 年度とほぼ同程度の価格となった。いずれの年度について見ても、第三国産同種の貨物の輸入価格は、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の各販売価格を大幅に上回っていた。

表 37 本邦産同種の貨物の国内販売価格（工場渡し）と第三国産同種の貨物の輸入価格

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）	【100】	【88】	【80】	【80】	【85】
当該輸入貨物の国内販売価格（円/kg）	【100】	【102】	【91】	【93】	【109】
第三国産同種の貨物の輸入価格（円/kg）	【100】	【98】	【94】	【68】	【99】
	950	928	890	645	944
第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物との価格比（%）	【385-400】	【430-445】	【450-465】	【315-330】	【450-465】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状不備改め版回答書（添付資料 B-1）及び輸入者質問状回答書（様式 C-1）

（注 1）第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物との価格比（%）＝第三国産同種の貨物の輸入価格（円/kg）／本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、第三国産同種の貨物と本邦産同種の貨物との価格比については、【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(161) 本邦における TCPP 市場においては、上記「3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」で述べたとおり、調査対象期間を通じて需要が増加傾向にある中、本邦産同種の貨物の国内販売量が増加した一方で、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量はいずれも減少した。そのような状況において、第三国産同種の貨物の輸入量は、上記「4-2-1-1 第三国からの輸入量」で述べたとおり、調査対象期間の全体を通して、本邦の需要量及び総輸入量のいずれと比較しても僅かな割合にとどまり、当該割合はいずれも平成 30 年度には平成 26 年度と比較して減少した。さらに、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、質問状回答書において第三国産同種の貨物の輸入を確認できなかったことから上記「3-1-7 貿易統計上の分類」で述べた TCPP を含む貿易統計上の分類¹⁹⁰⁾に該当する産品について、財務省貿易統計におけるドイツ連邦共和国及びポーランド共和国¹⁹¹⁾からの輸入を第三国産同種の貨物の輸

¹⁸⁸ 第三国産同種の貨物については、質問状回答書において輸入が確認できなかったことから、財務省貿易統計における輸入量及び輸入額から輸入価格を算出した。

¹⁸⁹ ここにいう「工場渡し」とは、販売者の工場（又は倉庫等）で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

¹⁹⁰ 当該分類には、TCPP 以外の産品も含まれている。

¹⁹¹ なお、調査対象期間中、TCPP を含む貿易統計上の分類に該当する産品について、財務省貿易統計上、ポーランド共和国からの輸入の存在は認められなかった。

入としているところ、上記「**4-2-1-2 第三国からの輸入の価格**」で述べたとおり第三国産同種の貨物の輸入価格が当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の各販売価格を大幅に上回っており TCPP としては不相当に高いものであること、上記のとおり輸入者及び産業上の使用者質問状回答書において第三国産同種の貨物の輸入又は使用が確認されていないことにも鑑みると、実際には、第三国産同種の貨物の輸入量は、このうちの少ない割合にとどまっていた、又は存在しなかったと考えるのが相当である。

- (162) また、第三国産同種の貨物の輸入価格についても、上記「**4-2-1-2 第三国からの輸入の価格**」で述べたとおり、調査対象期間全体を通して当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の各販売価格を著しく上回っており、これらの各貨物との間で価格に基づく競争が行われていると認めるのは難しい状況であった。なお、上記のとおり、第三国産同種の貨物の輸入は、実際には上記「**4-2-1-1 第三国からの輸入量**」で述べたものの一部にとどまっており、当該一部を占める第三国産同種の貨物の価格が、当該輸入貨物や本邦産同種の貨物との間で価格に基づく競争が行われうるものであった可能性も考えられるが、その場合であっても、上記のとおり、上記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」で述べた第三国産同種の貨物の輸入量のうち少ない割合にとどまっていたと考えられる。

4-2-1-4 第三国からの輸入の量及び価格についての結論

- (163) 第三国産同種の貨物の詳細は不明であるものの、少なくとも情報が得られた当該輸入貨物と本邦産同種の貨物については上記「**3-1-6 代替性**」で述べたとおり代替性が認められ、産業上の使用者が購入に際して価格を重視している状況¹⁹²において、以上のとおり、第三国産同種の貨物の輸入は、その輸入価格が当該輸入貨物や本邦産同種の貨物と価格競争をすることが可能なものとは考えられない著しく高い価格であり、仮に当該輸入貨物や本邦産同種の貨物との間で価格に基づく競争をすることが可能な価格で第三国産同種の貨物が輸入されていたとしても、それは極めて少ない量にとどまっていたと考えられることから、第三国からの輸入については、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと判断した。

4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

- (164) 本邦における TCPP の需要量は、「表 38 需要量の変化」のとおり、調査対象期間を通じて緩やかな増加傾向を示しており、平成 30 年度は平成 26 年度と比較して 11 ポイント増加した。したがって、需要の変化は本邦の産業に損害を与える要因ではないと判断した。

表 38 需要量の変化

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
需要量(MT)	【100】	【105】	【104】	【111】	【111】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者質問状不備改め版回答書(添付資料 B-1)及び本邦生産者現地調

¹⁹² 産業上の使用者質問状回答書(様式 D-6-1)

査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）
＋総輸入量（MT）

（注 2）総輸入量（MT）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）＋第三国からの輸入量（MT）（貿易統計輸入量（ドイツ連邦共和国及びポーランド共和国））

（注 3）各欄の【 】は、平成 26 年度の数値を 100 とする指数である。

4-2-2-2 消費態様の変化

（165）調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」¹⁹³、「購入パターンの変更の有無」¹⁹⁴及び「需要動向への変化の有無」¹⁹⁵に係る回答を確認した。

（ア） 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる 8 者のうち 3 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「無」と回答した一方、5 者は「有」と回答した。しかしながら、「有」と回答した 5 者の「購入に係る変動の理由」¹⁹⁶は、個別企業の生産動向に関するものであって TCPP の需要の増加につながるもの、TCPP の販売価格の一時的な変動に関するもの、又は調査対象貨物の供給の低迷といった事情に関するものであり、いずれも本邦の産業に損害を与える要因となるような購入に係る変動を示すものとはいえない。
以上より、産業上の使用者の各回答は、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

（イ） 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる 8 者のうち 4 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した一方、4 者は「有」と回答した。しかしながら、「有」と回答した 4 者の「購入パターンの変更理由」¹⁹⁷は、日常的に採用している購買方針を説明するものであって購入パターンの変更ではないものや調査対象貨物の供給不安定や価格高騰といったもので、いずれも本邦の産業に損害を与える要因となるような購入パターンの変更を示すものとはいえない。
以上より、産業上の使用者の各回答は、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

（ウ） 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる 8 者のうち 7 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した一方、1 者は「有」と回答した。しかしながら、当該 1 者は、「需要動向に変化を与えた事項の内容」については【需要動向に変化を与えた事項の内容】と回答¹⁹⁸しており、その内容は個別企業の生産動向に関するものであり、TCPP の需要が増えたことを示す

¹⁹³ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-1）

¹⁹⁴ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-3）

¹⁹⁵ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-4-1）

¹⁹⁶ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-2）

¹⁹⁷ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2-4）

¹⁹⁸ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-4-2）

事情でもあることから、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

(166) 以上のほか、消費態様の変化を示す証拠は確認されなかった。したがって、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論

(167) 以上のとおり、本邦において、需要は増加しており減少はなく、また、消費態様の変化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(168) 調査対象期間における TCPP の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者質問状回答書¹⁹⁹から、回答内容が確認できる 12 者のうち「阻害有り」と回答した者は存在しなかった。

その他、調査対象期間における TCPP の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(169) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、TCPP の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の TCPP の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答はなく²⁰⁰、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(170) 本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っており、また、調査対象期間中、本邦生産者による輸出はほぼ存在しないことを確認した²⁰¹。したがって、輸出実績は、上記の経済的要因に係る分析結果に影響を及ぼすものではなく、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

¹⁹⁹ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-7-1）、輸入者質問状回答書（調査項目 E-7-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-7-1）

²⁰⁰ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 B-3）

²⁰¹ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 10（調査項目 B 関係））

4-2-6 本邦生産者の供給能力に関する意見等

- (171) 産業上の使用者 1 者から、その質問状回答書²⁰²において、原材料価格の影響により当該輸入貨物が本邦産同種の貨物と比較して相対的に安価になる時期も、環境規制等により当該輸入貨物が相対的に高価になる時期もそれぞれあるところ、本邦生産者が本邦の国内需要を全て賄う生産能力を有していないため一定量は当該輸入貨物を購入しなければならない、当該輸入貨物の価格が高騰した場合にも当該輸入貨物を購入している旨の回答が提出された。これは、産業上の使用者が当該輸入貨物を購入するのは本邦生産者が国内需要を全て賄う生産能力を有していないためであり、価格を比較して安価な当該輸入貨物を選好しているわけではなく、本邦の産業に生じている損害は当該輸入貨物によって生じているものではないとの見解と理解できる。

確かに、本邦における TCPP の需要量は「表 38 需要量の変化」のとおりであるのに対して、本邦生産者の生産能力は「表 25 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり調査対象期間を通じて年間【数値】MT であることから、本邦生産者が国内需要の全てを賄う生産能力を有していない。しかしながら、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っておりプライスアンダーカッティングが認められ、現に当該産業上の使用者も供給安定性を重視しつつも価格も重視した取引を行っていることが認められる²⁰³。さらに、平成 30 年度においても調査対象製品は 6.4 千トン輸入された一方で、上記「3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）」で述べたとおり、本邦の産業の稼働率は【数値】%に留まっており、十分な供給余力を有していた。かかる状況において、安価に当該輸入貨物が販売されたことにより実質的な損害が生じたものである。したがって、上記の見解は、当該輸入貨物の不当廉売輸入と本邦の産業に生じた実質的な損害との間の因果関係を否定するものとはいえない。

- (172) また、輸入者兼産業上の使用者 1 者から、その質問状回答書²⁰⁴において【記載内容】旨の回答が提出された。これは、輸入者又は産業上の使用者が本邦産同種の貨物ではなく当該輸入貨物を輸入又は購入するのは、両者の価格を比較して安価な当該輸入貨物を選択しているためではなく、本邦産同種の貨物については供給制限がなされることもある状況も踏まえて供給安定性を重視した結果であり、本邦の産業に生じている実質的な損害は当該輸入貨物によって生じているものではないとの見解と理解できる。

確かに、当該 1 者から求められた本邦産同種の貨物の供給について、本邦生産者がその全量の供給に応じない可能性が両者の間で想定されていたことが証拠上うかがわれる²⁰⁵。しかしながら、当該 1 者もその質問状回答書²⁰⁶において【記載内容】旨を回答しているところ、上記証拠²⁰⁷の内容に照らしても、本邦生産者が供給制限を行ったのではなく、余剰在庫を抱えないよう生産量を調整していたところ、突発的な短納期での本邦産同種の貨物の発注に対

²⁰² 産業上の使用者質問状回答書（積水ソフランウィズ）（調査項目 D-8）

²⁰³ 申請書（別紙 23-1）、産業上の使用者質問状回答書（積水ソフランウィズ）（様式 D-6-1）

²⁰⁴ 輸入者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 E-6-2-2）及び産業上の使用者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 D-6-2-2）

²⁰⁵ 申請書（別紙 23-1）、本邦生産者質問状回答書（添付資料 F-2-3）

²⁰⁶ 輸入者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 E-6-2-2）及び産業上の使用者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 D-6-2-2）

²⁰⁷ 申請書（別紙 23-1）、本邦生産者質問状回答書（添付資料 F-2-3）

し一時的に対応できなかったものと認められ、これは上記「**3-4-1-3 在庫**」で述べたとおり、平成 28 年度の期末在庫量を【数値】MT まで減少させていたことによっても裏付けられている。したがって、上記の証拠は、本邦生産者による供給制限の事実を示すものとはいえない。当該 1 者の輸入量・購入量等²⁰⁸を踏まえても、「**表 25 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり当該年度全体では追加的な供給能力が十分に認められるほか、本邦生産者が供給制限を行った実績やそれをうかがわせる証拠もない。以上より、上記の輸入者兼産業上の使用者 1 者の見解は、当該輸入貨物の不当廉売輸入と本邦の産業に生じた実質的な損害との間の因果関係を否定するものとはいえない。

4-3 因果関係に関する結論

(173) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

²⁰⁸ 輸入者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 B-1）及び産業上の使用者質問状回答書（住化コベストロウレタン）（様式 B-1）

5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解

5-1 調査の経緯に関する事項

- (174) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、法第8条第8項及び第9項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

- (175) 令和2年5月25日、本件に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示²⁰⁹した。中間報告書は同日、財務省²¹⁰及び経済産業省²¹¹のホームページに掲載した²¹²。また、中国政府に対しても仮の決定を行った旨通知し、中間報告書を送付²¹³した。

当該告示において、調査により判明した事実に係る政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出又は政令第12条の2第2項の規定による意見の表明（以下「仮の決定に係る反論等」という。）についてのそれぞれの期限を令和2年6月11日とし、仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証（以下「仮の決定に係る再反論等」という。）（以下「仮の決定に係る反論等」及び「仮の決定に係る再反論等」を総称して「仮の決定に係る反論・再反論等」という。）についての期限を同年6月25日とし、その旨の書面を、利害関係者に対して通知した。

また、期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、同年6月18日から利害関係者の閲覧に供する旨の書面²¹⁴を、利害関係者に対して通知した。この際、通知書に、仮の決定に係る反論・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき貴社に提出を求めている証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。

- (176) 仮の決定に際して、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を記した仮の決定に係るFA経緯書を、供給者に対して書面により送付するとともに、利害関係者の閲覧に供した。

5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

- (177) 仮の決定に係る反論等は、その期限である令和2年6月11日までに、利害関係者3者（木村産業、日本大慶エネルギー及び大八化学工業）から提出があり、仮の決定に係る再反論等は、その期限である同年6月25日までに、利害関係者1者（大八化学工業）から提出があっ

²⁰⁹ 財務省告示第131号（令和2年5月25日）

²¹⁰ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20200525.htm

²¹¹ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_c-ontrol/boekikanri/trade-remedy/investigation/TCPP/index.html

²¹² ガイドライン12.(1)三

²¹³ 協定12.2

²¹⁴ ガイドライン12.(1)

た。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記「**５－６ 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論**」のとおりである。

５－１－３ 秘密の情報

(178) 利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

５－１－４ 証拠等の閲覧

(179) 調査当局が作成した書面等及び利害関係者が提出した書面等（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

５－１－５ 暫定措置

(180) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、関税・外国為替等審議会への諮問（令和２年５月２８日）及び同審議会からの答申（同年６月１２日）を経て、同年６月２３日、暫定的な不当廉売関税を課すること²¹⁵が閣議決定され、同年６月２６日に、トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和２年政令第２０８号）が公布され、その旨を直接の利害関係人及び中国政府に対し書面で通知するとともに、政令が公布された旨を官報で告示²¹⁶し、同年６月２７日から、税率を３７．２％として、暫定的な不当廉売関税が課税された。

５－２ 「２ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(181) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「**２ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

５－２－１ 代替国の正常価格等に関する反論等の検討

５－２－１－１ 代替国の正常価格等に関する反論等

(182) 輸入者である木村産業から、上記「**２－３－２ 代替国の正常価格**」等に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²¹⁷が提出された。

(ア) TCPPの主原料はオキシ塩化リンとプロピレンオキサイド(PO)である。オキシ塩化リンはリン鉱石生産量で圧倒的優位な中国品に競争力がある。POについて、中国は国内品と輸入品を使用している。日本は、ナフサ価格に連動しているが、住友化学のSM・PO併

²¹⁵ 法第８条第９項

²¹⁶ 財務省告示第１５４号（令和２年６月２６日）

²¹⁷ 仮の決定反論書（木村産業 令和２年６月１０日）

産法のプラント廃止で PO にタイト感があり、中国に比べて高めである。人件費、ユーティリティコスト、輸送コストは日本の方が高いと考えられる。

一方、中国の TCPP メーカーは世界の市場を良く知っている。彼らは中国市場価格と海外輸出価格に差をつけていない。差をつけなくても、価格競争力があるので、世界中に販売できるのである。

調査当局は、代替国の正常価格算出に当たり国産メーカーの情報から中国品の価格を仮定しており、不当廉売差額が、中国品と国産品の価格差の実態を表しているものとは思えない。

(イ) 中国の TCPP はアイソコンテナもしくはドライコンテナでドラム品として日本に輸入され、コンテナヤードから直接お客様へ、もしくは中継倉庫に搬入される。

当社のような商社が、通関費用、輸入税、THC、運搬費用、倉庫保管料及び手数料を輸入価格に上乗せして販売価格を適正に決めている。日本国内での経費、手数料も適正である。

(183) 輸入者である日本大慶エネルギーから、令和 2 年 5 月 25 日財務省告示第 131 号「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論 (一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²¹⁸が提出された。

(ア) 生産国の国内価格と輸出価格の差を明らかにすべきである。

(イ) 中国の供給者からの回答が無く、中国国内価格が不明である。

(ウ) 中国から第三国への輸出価格情報はない。

(エ) 大八化学工業から入手した本邦国内価格と輸出価格との差を不当廉売差額としている。

(184) 申請者である大八化学工業から、上記「**2-2 市場経済の条件が浸透している事実**」及び上記「**2-3 代替国候補の選定及び正常価格**」に関して、次の内容の仮の決定を支持する意見の表明²¹⁹があった。

(ア) 調査対象貨物の生産者及び輸出者のいずれからでも、同貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実について回答がなされなかった。よって、市場経済の条件が浸透している事実が確認できないとの調査当局の認定は適切である。

(イ) 適正な選定過程を経ており、調査当局による代替国の選定は適切である。

(ウ) 調査当局は、代替国の正常価格算出に当たって、必要十分な考慮要素を勘案しており、代替国の正常価格は適切に算出されたといえる。

²¹⁸ 仮の決定反論書（日本大慶エネルギー 令和 2 年 6 月 10 日）

²¹⁹ 仮の決定反論書（大八化学工業 令和 2 年 6 月 3 日）

5-2-1-2 代替国の正常価格等に関する反論等に対する再反論等

(185) 申請者である大八化学工業から、上記(182)の木村産業及び上記(183)の日本大慶エネルギーからの仮の決定に係る反論等に対する再反論等²²⁰が提出された。

(ア) 上記(182)(ア)の反論は、中国における調査対象貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透しているとは認められず、失当である。

(イ) 上記(182)(ア)及び上記(183)の反論は、協定や紛争解決手続等で正当と認められた手法により、適正な代替国選定に基づき代替国構成価格を求め、これを正常価格として採用した調査当局の検討過程について、具体的瑕疵を指摘するものでなく、失当である。

5-2-1-3 代替国の正常価格等に関する反論等に係る検討

(186) 上記(182)の木村産業及び上記(183)の日本大慶エネルギーからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(182)(ア)の反論は、代替国の TCPP の生産コストが中国に比して高いと考えられるため、代替国構成価格は中国国内販売価格に比して高くなっており、代替国構成価格を正常価格として不当廉売差額を算出するべきではないという主張である。また、中国国内販売価格を正常価格とすべきであるところ、供給者の輸出価格と中国国内販売価格には差がなく、不当廉売がないという主張である。

また、上記(183)の反論は、調査当局が供給者から中国国内販売価格ないし第三国向け輸出価格及び本邦への輸出価格を入手し、中国国内販売価格又は第三国向け輸出価格を正常価格として調査を行うべきであるという主張のようである。なお、輸出価格については、下記「5-2-2 輸出価格等に関する反論等の検討」にて検討する。

正常価格について、調査当局は、上記「2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」(87)に記載のとおり、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第2条第3項に基づいて代替国価格を使用することとしたところ、上記「2-2-3 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論」に示したとおり、中国のいずれの生産者及び輸出者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかったため、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかった。よって、上記「2-3-2 代替国の正常価格」のとおり、代替国質問状回答書に基づいて算出した代替国構成価格を正常価格として採用したものである。

さらに、上記「2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方」に記載のとおりの方法により、当該正常価格と輸出価格を比較することによって適切に不当廉売差額を算出した。

(イ) 上記(182)(イ)の反論は、供給者からの輸入価格に、木村産業が通関費用等の諸費用を上乗せして、本邦での販売価格を適正に決定していることを主張しているようである。

しかし、上記「2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方」(82)に記載のとおり、輸出

²²⁰ 仮の決定再反論書（大八化学工業 令和2年6月23日）

価格と正常価格の比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均することとしたものであり、正常価格については、上記「**２－３－２ 代替国の正常価格**」(97)のとおり、代替国構成価格とし、輸出価格については、上記「**２－４－１ 本邦向け輸出価格**」(101)のとおり、工場渡しの段階の価格としているのであるから、当該木村産業の主張は、不当廉売差額の算出に影響を与えるものではない。

(187) したがって、上記(182)の木村産業及び上記(183)の日本大慶エネルギーの反論は認められない。

５－２－２ 輸出価格等に関する反論等の検討

５－２－２－１ 輸出価格等に関する反論等

(188) 輸入者である日本大慶エネルギーから、令和２年５月２５日財務省告示第１３１号「四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論 (一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等²²¹が提出された。

(ア) 生産国の国内価格と輸出価格の差を明らかにすべきである。

(イ) 大八化学工業から入手した本邦国内価格と輸出価格との差を不当廉売差額としている。

５－２－２－２ 輸出価格等に関する反論等に係る検討

(189) 上記(188)の日本大慶エネルギーからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

上記(188)の反論は、調査当局が供給者から中国国内販売価格及び輸出価格を入手し、中国国内販売価格を正常価格として、当該正常価格と当該輸出価格との差額を不当廉売差額とすべきであるという主張のようである。なお、正常価格については、上記「**５－２－１ 代替国の正常価格等に関する反論等の検討**」のとおりである。

輸出価格について、調査当局は、上記「**１－５－１－１ 供給者への質問状等の送付等**」のとおり、供給者に対して質問状を送付したが、いずれの者からも質問状回答書の提出がなかったことから、上記「**２－４－１ 本邦向け輸出価格**」のとおり、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて輸出価格を算出したものである。

さらに、上記「**２－１－３ 不当廉売差額の基本的考え方**」に記載のとおりの方法により、正常価格と当該輸出価格を比較することによって適切に不当廉売差額を算出した。

(190) したがって、上記(188)の日本大慶エネルギーの反論は認められない。

５－３ 「４ 因果関係」に係る反論等の検討

(191) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「**４ 因果関係**」に係る反論等について、以下のと

²²¹ 仮の決定反論書（日本大慶エネルギー 令和２年６月１０日）

おり検討した。

5-3-1 本邦の産業の生産能力に関する反論等の検討

5-3-1-1 本邦の産業の生産能力に関する反論等

(192) 輸入者である木村産業から、上記(171)に関し、以下の内容の仮の決定に係る反論等²²²が提出された。

国産メーカー1社が日本市場の全需要を賄うことはできない。そうであるからこそ、現在年間6,000トン以上ものTCPPが中国から輸入されているのであって、国産メーカーは輸入に頼らずに責任をもった供給をすることはできない。TCPPの主たる国内使用者は硬質ウレタンフォームの原料メーカー、もしくはシステムメーカーである。難燃断熱建材用途に拡大している。仮に不当廉売関税が課されることになった場合、その負担はTCPPの国内使用者に直接かかるのであるから、国内メーカー1社の要求で、多数の国内企業、ひいては我が国の省エネルギー政策にも大きな影響を与えかねない。

(193) 申請者である大八化学工業から、上記(171)に関し、以下の内容の仮の決定を支持する意見の表明²²³があった。

第三国からの輸入、需要の変化、及び消費態様の変化等はいずれも、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないこと、及び本邦の産業が十分な供給余力を有していた事実を踏まえると、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められる旨を、調査当局が認定したことは適切である。

5-3-1-2 本邦の産業の生産能力に関する反論等に対する再反論等

(194) 申請者である大八化学工業から、上記(192)の木村産業からの仮の決定に係る反論等に対する再反論等²²⁴が提出された。

調査対象期間中の稼働率の推移をみても、本邦の産業に十分な供給能力が認められることは明らかであり、今後も需要の増加に応じてさらなる供給能力の増強も可能である。本邦の産業は十分な供給余力を有していないとの木村産業の主張は事実に基づかない単なる憶測に過ぎない。

5-3-1-3 本邦の産業の生産能力に関する反論等に係る検討

(195) 上記(192)の木村産業からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

上記(192)の反論は、本邦の産業は国内需要に見合った供給能力を有しておらず、国内の産業上の使用者は常に一定量は輸入品に頼らざるを得ないのであるから、中国産TCPPが不当

²²² 仮の決定反論書（木村産業 令和2年6月10日）

²²³ 仮の決定反論書（大八化学工業 令和2年6月3日）

²²⁴ 仮の決定再反論書（大八化学工業 令和2年6月23日）

に安価に輸入されていることによって本邦の産業に損害が生じているわけではないと主張するものである。

確かに、本邦の産業が本邦における TCPP 需要量の全てを賄うことが可能な生産能力を有しているわけではない。しかし、上記(171)においても述べたとおり、調査対象期間において本邦の産業は十分な供給能力を残している一方、当該輸入貨物の価格は本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回る状況にあり、価格を重視した一部の産業上の使用者が本邦産同種の貨物よりも安価な当該輸入貨物を選好し、これを購入していたことが認められる。かかる状況において、安価に当該輸入貨物が販売されたことにより本邦の産業に実質的な損害が生じていたのであり、本邦の産業が本邦における TCPP の全需要を賄うことが可能な生産能力を有していないという事実は、本邦の産業における損害の発生と当該輸入貨物の不当廉売輸入との間の因果関係に影響を与える事情とはならない。

なお、木村産業は、上記主張の中において、中国産 TCPP に不当廉売関税を課すと我が国における省エネルギー政策に悪影響を生ずる旨主張するが、当該主張を裏付ける証拠はこれまでに提出されておらず、単なる主張に過ぎない。また、本邦の産業における損害と当該輸入貨物の不当廉売輸入との間の因果関係とは無関係な主張である。

(196) したがって、上記(192)の木村産業の反論は認められない。

5-4 仮の決定を支持する意見

(197) 申請者である大八化学工業から、上記で挙げたものに加え、次の仮の決定を支持する旨の意見の表明²²⁵があった。

- (ア) 当該輸入貨物と本邦産同種の産品は代替可能であるとの認定は適切である。
- (イ) 本邦の産業が、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値下げを要求されたものの、これに十分に応じられず、失注する事態に至り、又は販売先を維持又は確保するため、値下げ対応を余儀なくされる事態も生じていた旨の認定は適切である。
- (ウ) 本邦の産業が、原材料価格上昇を受けて価格改定を行う際、当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮を要求されたのに対して、これに応じざるを得ず、製造原価の上昇分を十分に転嫁できなかった旨の認定は適切である。
- (エ) 調査対象期間中、本邦の産業の売上総利益及び売上高営業利益率は軒並み調査対象期間初年度を下回り、悪化傾向が見られた旨を認定したことは適切である。
- (オ) 調査対象期間中、本邦の産業の投資収益率が大幅に悪化した旨を認定したことは適切である。
- (カ) 調査対象期間中、本邦の産業の営業キャッシュフローが大幅に悪化した旨を認定したことは適切である。

²²⁵ 仮の決定反論書（大八化学工業 令和2年6月3日）

- (キ) 調査対象期間中、本邦の産業に資本調達能力は無かった旨を認定したことは適切である。

5－5 仮の決定に係る反論・再反論等についての結論

- (198) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

6-1 調査の経緯に関する事項

- (199) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 5 項の調査において、政令第 15 条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

6-1-1 重要事実の通知

- (200) 令和 2 年 7 月 15 日、重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知²²⁶するとともに、重要事実に係る意見の表明²²⁷（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同年 7 月 29 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同年 8 月 5 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同年 8 月 12 日とする旨の書面を、利害関係者に対して通知した。

この際、通知書に、重要事実に係る反論・再反論は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないこと、また、提出に際して、証拠及び資料その他の添付書類の提出は認めないことを明示した。

また、中国政府に対しても重要事実を送付²²⁸するとともに、上記の重要事実に係る反論・再反論に関する手続及び期限等を記載した書面を添付し、重要事実に係る反論・再反論の期限等を通知した。

- (201) 重要事実の通知に際して、重要事実に係る FA 経緯書を、供給者に対して書面で送付するとともに、利害関係者の閲覧に供した。

6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

- (202) 重要事実に係る反論は、その期限である令和 2 年 7 月 29 日までに、利害関係者 2 者（住化コベストロウレタン及び大八化学工業）から提出があり、重要事実に係る再反論は、その期限である同年 8 月 12 日までに利害関係者 1 者（大八化学工業）から提出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「6-4 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

6-1-3 秘密の情報

- (203) 利害関係者が提出した書面（意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

²²⁶ 政令第 15 条

²²⁷ 政令第 12 条の 2 第 2 項

²²⁸ 協定 6.9

6-1-4 証拠等の閲覧

(204) 調査当局が作成した書面及び利害関係者が提出した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6-2 「5 仮の決定に係る反論・再反論等及びこれらに係る調査当局の見解」に係る反論等の検討

(205) 重要事実に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

6-2-1 暫定措置に関する反論等の検討

6-2-1-1 暫定措置に関する反論

(206) 輸入者である住化コベストロウレタンから、上記「5-1-5 暫定措置」に記載の本邦の産業を保護する必要性に関して、次の内容の重要事実に係る反論²²⁹が提出された。

(ア) 本邦の産業のみを保護する決定過程において、調査対象貨物を使用する産業上の使用者への影響については一切考慮されていない。

(イ) 調査対象貨物は、最終製品ではなく本邦の幅広い産業の多種多様な製品に原料として使用されるものである。本決定は本邦生産者のみを保護することにはなるが、関税を転嫁された調査対象貨物の本邦使用者の産業においては、関税を転嫁されない調査対象貨物を原料とする同等の海外製品の流入を利することは明白である。よって本件について不当廉売関税の適用決定は不適である。

6-2-1-2 暫定措置に関する反論に対する再反論

(207) 申請者である大八化学工業から、上記(206)の住化コベストロウレタンからの重要事実に係る反論に対して、次の内容の再反論²³⁰が提出された。

(ア) 住化コベストロウレタンは、中国産 TCPP に不当廉売関税が賦課されれば、本邦の産業上の使用者が、TCPP を原料とする製品の市場で価格競争力を失ってしまうと主張するようであるが、そもそも、係る主張は、不当廉売関税の賦課要件の充足性判断に関係しないものであり、中国産 TCPP について要件充足が認められることに変わりない。

(イ) TCPP は、建築用断熱材等に使用されるポリウレタンフォームの生産に用いられるが、主原料ではなく添加剤に過ぎず、ポリウレタンフォームの全ての原材料の中で占めるコスト比率は最大でも 10%程度に過ぎないと考えられる。よって、TCPP がポリウレタンフォームの川下製品である建築用断熱材等の総コストに占める比率はほとんど無視でき

²²⁹ 重要事実反論書（住化コベストロウレタン 令和 2 年 7 月 29 日）

²³⁰ 重要事実再反論書（大八化学工業 令和 2 年 8 月 12 日）

る水準であるから、中国産 TCPP に不当廉売関税が賦課されても、川下産業に悪影響を及ぼすことはあり得ない。

(ウ) ポリウレタンフォームの原料に占める比率としては、ポリオール及びイソシアネートといった主原料が占める比率が圧倒的に大きく、仮に中国の TCPP の最終的な需要家に比して、日本で反応・製造されたポリウレタンフォームを用いた製品を販売する TCPP 需要家が競争上厳しい立場にあるとすれば、その主たる原因はポリウレタンフォームの主原料であるイソシアネートの中国と日本での価格差にあり、添加剤の価格差に起因するものではない。

(エ) ポリウレタン原料を反応させポリウレタンフォームにすると、容量が大幅に増大して輸送・貯蔵条件に制約があること、及び需要者の多岐にわたるニーズに応じて添加物の配合を細かく変える必要があることから、TCPP 等混合済みのポリウレタンフォームを輸入することは通常ない。そのため、中国産 TCPP に不当廉売関税が賦課されても、本邦のポリウレタン原料メーカー及びその顧客であるポリウレタンフォームメーカーが途端に不利になることは考え難い。

6-2-1-3 暫定措置に関する反論等に係る検討

(208) 上記(206)の住化コベストロウレタンからの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(206)(ア)の反論は、本邦産業の保護を決定する過程において、産業上の使用者への影響も考慮すべきであるとの主張と解される。

調査当局は、産業上の使用者に対して、調査開始告示において、政令第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく「意見の表明」及び政令第 13 条第 1 項の規定に基づく「情報の提供」を行うことができる期限を明示したが、期限内に政令第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく「意見の表明」又は政令第 13 条第 1 項の規定に基づく「情報の提供」を行った産業上の使用者はいなかった。このとおり、調査当局は、産業上の使用者に対しても意見の表明の機会等を与えて調査手続を遂行し、その結果を受けて暫定課税がなされたものである。

(イ) 上記(206)(イ)の反論は、調査対象貨物に不当廉売関税が課されることになると、調査対象貨物を原料とする製品の本邦への輸入が有利になるとの主張と解される。

しかしながら、上記主張は、上記「1-3 調査の対象とした事項の概要」に記載した本調査の対象とした事項（不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実又は不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項）に関する意見には当たらない。

(209) したがって、上記(206)の住化コベストロウレタンの反論は認められない。

6-3 重要事実を支持する意見

(210) 申請者である大八化学工業から、重要事実に係る調査当局の判断を支持する旨の意見の表

明²³¹があった。

(ア) 代替国の正常価格等に関する上記(182)の木村産業及び上記(183)の日本大慶エネルギーからの反論等に対して、①中国のいずれの生産者及び輸出者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかったため、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったこと、及び②適切に算出した代替国構成価格を正常価格として採用し、これと輸出価格を商取引の同一の段階(工場渡し)で比較することによって適切に不当廉売差額を導出したことを理由として、これら反論は認められないとする調査当局の判断は妥当である。

(イ) 輸出価格等に関する上記(188)の日本大慶エネルギーからの反論等に対して、調査当局は供給者に対して質問状を送付したが、いずれの者からも質問状回答書の提出がなかったため、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて適切に輸出価格を算出したことを理由に、同反論は認められないとする調査当局の判断は妥当である。

(ウ) 本邦の産業の生産能力に関する上記(192)の木村産業からの反論等に対して、調査対象期間において本邦の産業は十分な供給余力を残している一方、当該輸入貨物の価格は本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回る状況にあり、価格を重視した一部の産業上の使用者が安価な当該輸入貨物を選好し、これを購入していた事実が認められ、やはり因果関係が存在するため、同反論は認められないとする調査当局の判断は妥当である。

6-4 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(211) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査対象事項に関する調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 結論

(212) 以上のとおり、不当廉売された TCPP の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

²³¹ 重要事実反論書（大八化学工業 令和2年7月21日）

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国産のトリス(クロロプロピル)ホスフェートに対する不当廉売関税を課することを求める書面(大八化学工業株式会社)
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(丸屋化学貿易(上海)有限公司)
3	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(住化コベストロウレタン株式会社)
4	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(日本大慶エネルギー株式会社)
5	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(興和株式会社)
6	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(リードケミカル株式会社)
7	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(木村産業株式会社)
8	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(繁和産業株式会社)
9	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(共栄商事株式会社)
10	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(大八化学工業株式会社)
11	本邦の生産者に対する確認票(東ソー株式会社)
12	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社日本アクア)
13	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(日本パフテム株式会社)
14	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(日清紡ケミカル株式会社)
15	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(住化コベストロウレタン株式会社)
16	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(積水ソフランウイズ株式会社)
17	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(アキレス株式会社)
18	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(AGC株式会社)
19	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(昭和電工株式会社)
20	産業上の使用者に対する確認票(ブリヂストンケミテック株式会社)
21	産業上の使用者に対する確認票(三井化学株式会社)
22	産業上の使用者に対する確認票(アイシーケイ株式会社)
23	産業上の使用者に対する確認票(帝人株式会社)
24	令和元年11月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大八化学工業株式会社)
25	令和元年11月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社日本アクア)
26	令和元年11月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(積水ソフランウイズ株式会社)
27	令和元年11月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(アキレス株式会社)
28	令和元年11月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日清紡ケミカル株式会社)

番号	標目
29	令和元年11月27日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本大慶エネルギー株式会社)
30	令和元年11月27日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(昭和電工株式会社)
31	令和元年11月27日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本パフテム株式会社)
32	令和元年11月27日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(AGC株式会社)
33	令和元年12月4日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大八化学工業株式会社)
34	令和元年12月6日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日清紡ケミカル株式会社)
35	令和元年12月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本大慶エネルギー株式会社)
36	令和元年12月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大八化学工業株式会社)
37	令和2年1月17日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(興和株式会社)
38	令和2年1月21日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(リードケミカル株式会社)
39	令和2年1月21日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(木村産業株式会社)
40	代替国選定1回目通知に対する意見(大八化学工業株式会社)
41	証拠の提出(大八化学工業株式会社)
42	意見の表明(大八化学工業株式会社)
43	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(大八化学工業株式会社)
44	代替国生産者に対する確認票及び質問状への回答書(大八化学工業株式会社)
45	代替国生産者に対する確認票(東ソー株式会社)
46	代替国生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(大八化学工業株式会社)
47	仮の決定反論書(仮の決定に係る意見の表明(反論))(大八化学工業株式会社)
48	仮の決定反論書(仮の決定に係る意見の表明(反論))(木村産業株式会社)
49	仮の決定反論書(仮の決定に係る意見の表明(反論))(日本大慶エネルギー株式会社)
50	仮の決定再反論書(仮の決定に係る意見の表明(再反論))(大八化学工業株式会社)
51	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(大八化学工業株式会社)
52	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(住化コベストロウレタン株式会社)
53	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(大八化学工業株式会社)
54	調査当局が収集及び分析した関係証拠